

ら、都道府県教育委員会にそれを移す。こういうことが、本改正案を提出いたしました中心的な問題になつたのであります。

更に総合的に検討いたしました点としましては、これは地方の皆さんもいろいろとお気づきになられ、またそうした意見をお持ちになつておられると思ひますが、地方財政に及ぼす影響であります。この点は私たちの聞いておる範囲におきましても、市町村会——市会は一応切り離しましても、町村会における強い反対意見の大きなものがこの点にあるやにわれ／＼は判断をいたしましたしております。もちろん平衡交付金その他で若干はカバーせられておりますけれども、何といひましても弱小町村においては、つくつた以上そういうものではないといひ落されません。五人の教育委員を置いて実地にいろ／＼仕事をいたしますと、現在目につきやすいのは教育の面におけるいろんな施設であるとか、あるいは内容の整備であるとかいつた比較的金のかかる面である。あるいはそれらを改善するにについては、事務局の職員であるとか、そういう点についても不足を来すので、勢い町村が負担しなければならぬ。この委員会の設置に関する経費といふものが国からの援助以上にふくれ上つて来なければならぬようなはめに陥る。これが現状でございます。町村といひましては、今日これを置いて膨大な経費を負担して行くだけの地方教育委員会の価値を見出し得ない。こういうふうには町村自体も考えておりますし、またわれ／＼もそういうふうには考えざるを得なかつたのであります。しかしながらところによりまし

ては、町村財政の比較的ゆたかなところ、あるいはかりに多少の経費を支出いたしましたとしても、教育委員会を置いたことによつて町村民、実施者等もござつてこの運営を非常に熱心によつておられ、実績をあげておられて弊害が起らない、またそれらを克服する、こういう面についても検討いたしました結果、もちろんそうした町村も皆無ではございませぬので、そこでわれ／＼としては、この法案の改正の骨子としたしておりますように、それらの町村が現在通りこれを存続して行くことも何ら否定をいたしておらないのであります。その他大多数は、今申し上げましたような財政的な問題が大きな理由でございます。

さらに次の問題といたしましては、あるいは抽象的な見方かも知れませんが、んけれども、直接選挙によつて教育委員が選ばれ、その教育委員が教育に対してないしは教員に対して非常な権限を持つというところは、一面教育委員を非常に尊重して、それだけの権限を与えて教育をこの教育委員会の手によつて十全に運営して行く建前から行きますと、その点が非常にけつこうであるともいえるのでありますけれども、逆にそれらの権限を小さな範囲に置いて、言いかえしますと直接教員に接する面に、こうした膨大な権限を与えますことは、すでにわれ／＼もいろいろ聞くのであります。教育委員と学校、校長、教員、こういう点との間にやはりスムーズに行かない点が見受けられる。かつて視学制度がとられた当時におきましても、この視学に対する教員の考え方、学校の視学に対する扱い、こういったものが教育上及ぼす影響

は少しとしなかつたのでありまして、この点全部が全部ではありませぬけれども、与えられた権限を不当に申しますか、それを行使し過ぎるの、あまり、教員に対して一つの圧迫感を感じさせるというところは、われ／＼として見のがすことはできないのであります。一般的に申しまして、直接の権限行使者をこういう形に置いておくことが教育の推進になるかどうか。もちろん賛成される側から行けば、常にそういう点において監視、監督できる便宜があると思ひますけれども、その点についてはやはり人間であります以上、この教育委員の質が問題であります。中、にそういう方々がおるために、教育を指導し推進して行く教育委員会が、場合によつて逆にその学校の教育を、あるいは教員の身分保障をかえつて不安定にしておる。そういうこともわれ／＼としては理由の一つに数えておるのであります。

その他提案理由で申し上げましたように、全経過的に取扱つた方がよいと考えられるものが、地方教育委員会にすべての権限が譲られましたために持つて御説明をいたしましたように、それらもこの際できる限り広域性を持つて行く、そういうやり方が適當である、かように考えました問題が、あるいは教科内容の取扱ひ、教科用図書、福利、厚生、こういう問題では健康、採掘、教職員の研修あるいは保健、ばいも少し高い視野、言葉は簡潔が取りまされども、そういうところで取扱つた方が義務教育の面ではいいのではない、こういうふうには考えま

て、この委員会法をぜひとも改正して行かなければならぬ、こういう結論に到達をいたしましたのであります。なお申し上げることは多々ありますけれども、大体申し上げますと以上の点に大方の理由があると考えております。さらにこまかい質問がございましたらば、その際にお答えいたします。

○坂田(道)委員 たいだいま提案者から御懇篤なる御説明を承りまして大体了解いたしましたわけでございますが、今度の改正案を見てみますと、一体提案者は地方教育委員会というものをどういうふうにかえておられるのか、戦後いろ／＼の改革がございましたが、教育行政の面におきましても教育委員会制度というものは、これは画期的な一つの制度であると考えております。もちろんわれ／＼といたしましては、占領行政の行き過ぎから来る立法、それが現状に沿わない部分につきましては積極的にこれを改めて行かなければならぬというふうには考えておるのでございしますが、ただ今度の改正案と、これを包んでいられる雰囲気というものが、一体教育委員会制度というものを今後押し進めて行くのであるかどうか、一体地方教育委員会というものを育てる気なのか、あるいは殺してしまふ気なのか、あるいは見殺しにする気なのか、どうも漠然としておるようには見受けられません。これをずつと論理的に押し進めて行きますならば、結論的には地方教育委員会はなくしてしまつて、そうして県教育委員会一本にした方がよいというふうな意図さえ見受けられるのでございします。これはどうも私は時代逆行ではないかと思ひます。これ

は地方分権化に反するものであると思ひます。民主化に逆行するものであると私は考えます。よく野党の諸君は中央集権化をやることはいけないじやないか、民主化に逆行することをやるのはいけないじやないかといふことをか

ねがねわれ／＼は承つておるのであります。今野党の諸君から提出されましたこの法案こそ、民主化に逆行しむしろ中央集権化をもたらすものではないか。せつかく戦後、戦前の一つの中央集権的な統一教育を廃しまし、新たに民主主義の精神に基いた地方分権及び民主化の方向への基盤を打立てようとしたその精神というものを、むしろ破壊する意図を持つておるのではない、か、こういうふうにかへるのではありませんが、あるいは別な何らかのお気持もあるうと思ひますので、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○辻原委員 質問は大体三つの点にわかれておると思ひます。第一の、この修正では将来地方教育委員会と市町村の教育委員会というものをどうするか、はつきりしておらぬじやないかという御質問であります。その点についてはただいまこの法案についてはつきり私は申し上げておりますが、やはり地方教育委員会というものはこれは将来われ／＼の考え方といたしましては廃止をいたしまして、そうして都道府県ないしはそれに準ずるたとえば五大市、こういうところの教育行政に合致すべきであるというふうな考え方を持っております。しかしながら現在の法案につきましては、先ほど私が理由を補説いたしましたように、やはり実情を考え、伸びるべきは伸ばして

行かなくちやならぬという観点から、その点については現状にマツチする改正案を出して、おる次第でございます。さらにこの種の改正案を出すことは、地方分権に反する、民主主義に反する、かようなお説であります。また、たとくそれは考え方の根拠が違ふのであるとわれ／＼は考へるのであります。と申しますのは、ただいま町村合併促進法で、これは皆さんも御賛成になつておるが、少くとも日本における一萬数箇の町村については再検討しなくちやならぬというところは、これは国民の大きな輿論でありますので、議院またこれを決定した。少くともその観点からいつて、これはすでに全国的にどんどん促進されておる。よすれば、市町村の教育委員会というものが当然現状の規模において不適当であるというところは、これは論をまたないと思う。町村の規模を大きくして、これに財政能力を付し、地方行政が完全に行へるようにしてやるというところは、これはただいまの国家の基本政策であります。従つて私たちは、現状の町村の教育委員会をさらに大きな、適正な規模において教育行政をやらせるといふことは、それと軌を一にした同じ考え方であつて、決して地方分権それ自体を何ら否定するものではないと思ふのであります。また私たちは絶えず考へる地方集権という問題は、これは国家権力にすべてを集中して行こうとする考え方を排除するのであつて、一体日本におけるローカル・システムというものがどの程度において妥当かどうかといふことは、それらの中央に権限が集中されたところのくさびを切つて、そうして現在都道府県なり市町村の行政の

範囲においてやつてゐること、その中で同じ地方行政ではあるが、都道府県でやる方がいいのか、市町村でやる方がいいのか、その範囲の中で考へていくことでありまして、これは何らわれわれとしては地方分権を否定するものではない。ただ地域が広くなつたからすぐさまそれが中央集権化であるといふふうな考へ方は、これはまつたく誤りである。もし徹底的に今坂田委員が御質問になられた趣旨を坂田委員の御信念としてお持ちになるならば、これは他に例をあげますと、昨年ちやうどただいまの時期に義務教育学校職員法が政府与党から提出せられました。この考へ方等ははたして今坂田委員が述べられました地方分権の趣旨に合致しておるかどうかという点が、私は新しく一つの疑問として起つて来るのであります。さういふものは根本的にこの改正案が考へ方を異にしてゐるというところを私はつきり申し上げ、誤りのないようにお考へをいただきたいと思ふのであります。

さらに蛇足ではありますが、これは私見にわたりますけれども、地方分権というもののついでに、私は、必ずしも細分化して行くことが地方分権ではない。その基本的考へ方は、ただいまの自治法に規定されてゐる一番末端である町村にゆだねべきであるけれども、しかしながらそれは現状の町村がいいというところにおいて、そこでやることは考へておらない。その地方分権という趣旨をまつたく生かすために、やはり先ほども言われた民主主義というところをよく理解せしめる、また理解をするに足るさうした民度に

引上げることが必要である、現状においてそこでやろうとするならば、はたしてその民度が完全にその制度を理解し得るに足る民度を持つておるかどうかといふことを十分考慮して行かなければ、逆にさうしたところに一つの民主主義という形式的な誤りした民主主義をあてがわれた場合には、形は民主主義であるけれども、場合によつてはその権限のみを行使されるような、いわば民主主義を否定され、端的に言へばボス化される、さういふ危険なものとしなければならぬ。従つてわれ／＼としては、合理的に総合的にこの分権制度というものは考慮して行かなければならぬ。おそろく町村合併促進法なりあるいは道州制の問題が検討されておりますことも、さういふ点に対する新たな分権制度というものの基礎をつちかう意味において、この種の法案が提出され、それが国の方策として推進せられておるものとわれわれは了解しております。私たちの考へ方も、再度申し上げれば、それと同じ考へ方に立つておりますから、決して分権制度あるいは民主主義を何ら否定するものではございません。

○坂田(道)委員 ただいま辻原君から、地方分権というところに対する辻原君のお考へを承つたのであります。それならば一体現在行われておる市町村の制度というものは、やはり民度が低いのであるから、これは規模を改めてやるべきものかどうか、あるいはおられるのであるかどうか、あるいは非常に小さい村においては、町村長なりあるいは議員なりというものはボス化するおそれがあるから、これはもう少し広くしなければならぬ、適正規模ではないのだ、さういふお考へであるかどうか、教育の面についてだけさういふふうにお考へになつておるかどうか、これが第一点であります。もう一つは、この教育委員会制度が成立いたしました歴史を考へてみますと、昭和二十三年七月十五日でございまして、社会党内閣のときに第十回にもわたる文教刷新委員会の慎重なる審議の結果、たしか文部大臣は森戸さんであつたと記憶をいたしておる。しかし、その際制定をされておる。しかも当時の社会党の諸君は、これは日本民族の民主化のために、きわめて積極的にこの法案を実現すべきである、さういふふうにお考へしたのでございしますが、今度の改正案を出されたというところは、結局その当時の考へ方を是正された、社会党の根本政策をかえられた、さういふふうにご了解してよろしうございしますか。

○辻原委員 最初のお尋ねは市町村それ自体の問題についてでありまして、これはわれ／＼の考へをいたしましては、先ほど述べましたように、町村合併促進をやらなければならぬ理由としては、申し上げるまでもなく、現在の町村の規模が適正ならず、もちろん全部ではありませんが、私たちの知る範囲におきましては、日本の町村のうち大体四千ぐらゐる町村が比較的多数の人口を占めておる大きい町村であつて、六千以上の町村は比較的人口の少ない、小さい町村であります。さういふ点では単に民度の問題のみならず、財政規模あるいは適正な行政、その中にはいふ／＼な理由がありまして、行政の費用と、その行政が担当してゐる区域の比率、さういつたこ

とも考へたいたしました場合には、やはりもう少し大きな町村でもつて最も末端の申しますか、地方行政の一番の根本をそこに置いて考へて行かなくてはならぬ、さういふことであります。

また教育行政だけがさういふ小さいところではればボス化するものであつて、議会はどうなのかといふお尋ねであります。私は教育委員会が持つておる権限というものと、それから教育と一般行政というものは若干そこに現実には相違がある、さういふ点で議会がさういふ細分化したところであるからボス化するといふふうには軽々しくは断定をいたしておけません。ただ教育委員会という相当な権限を持つて、さうして日常その権限をもつて教職員に對抗と申しますか、教職員に當つて行く、その関係から生ずる問題が、これがわれ／＼としては非常に懸念する問題であります。おのずからボス化という問題は若干傾向が違ふのであります。この点は坂田委員も御了解いただけたらと思ふのであります。

それから委員会法の成立が社会党内閣の当時であるので、今その考へ方を改めるのか、さういふお話であります。この点も申し上げるまでもなく、あるいは御了解が行つておるのではないかと思ひますが、この市町村の教育委員会に対する取扱ひについては、御承知のように二十三年の七月に法案ができて以来、二十五年までこの実施については法律上延期をいたしておる。さらにそれを二十七年まで延期をしておる。それはなぜか。この委員会法が二十三年に審議されました場

合、当時の連記録を見ても明らかであります。審議の期間が非常に短かつた。根本的な改訂でありながら、もちろんその基本政策についてはだれしも異論がなかつたのでありますけれども、制度を具体化するという面においてはいろいろな考え方をお持ちになりながら、議会においてもその点十分の審議を尽くすことが、私は可能であつたか可能でなかつたかは今申し上げるべき言葉ではないと思ひますけれども、事実上そういう幾多の問題を残したままこれが決定を見ておる。そういうきわめてあつた中における審議でありながら、この市町村教育委員会の設置に関する限りは、法律でもつてなおかつこれを延期しておつたのであります。占領下のその当時においてすら、この問題についてはいかに日本の実情にはどうかという点が考慮されたことが私はこの法律になつておつたと思ひます。従つて先般の十四国会でありますか、いよいよ法律上の期限が参りまして、実施するかないしは実施しないように法律を改正するかという点においては、それ／＼の党においていろいろな御意見が出たことは、これまた皆さんの御承知の通りだと思ひますが、そういう面で、この法案をつくりました当時の考え方においても、町村に必ず教育委員会を置かなければならぬという前提に立つておつたものでは決してございませぬ。それを延期いたしました、その後推移とさらに十分なる日子を費して、この問題についての最終結論を下さなければならぬ、かような趣旨でもつてこの法案ができておつたのである、かように私は了解をいたしておる

のであります。○坂田(連)委員 最初の問題であります。この教育委員会に与えられた権限ももちろん大きいと思ひます。またその与える影響も大きいと思ひます。同時に市町村の行政に与えられた権限もそれ以上に大きいとも言えるかと思ひます。そういう重大な仕事というものがやはり山村における町村にも与えられておる。これがやはり中央集権化から地方分権化への一つの方向であり、日本の自治制度といふものを打立てて行く場合において、山村における住民の、つまり任命制等によらざる住民の投票によつてその長を選び、そして議会を構成して行くということが日本の自治制度を打立てて行くことであつて、その民度がどうであるとかどうであるとか、大衆国民大衆といふものを信用せずして民主主義といふものが成り立つてあるかどうかといふことを考えますならば、私はむしろこういう山村僻地の小さい村においても、そういう投票によつて選ばれた者が長となり、議会を構成して、その地域社会における地方行政を行つて行く、同時にまた教育の問題についても、与えられた権限が大きい、それであるだけにその責任を重んじて、そしてその地域に即した、あるいは生産機構に即した教育を行つて行くということが、日本の自治制度を打立てて行く上におきましても、あるいは日本の教育の民主化を打立てて行く上においても、重大なポイントである。そういう小さい町村といつたものが一万有餘集まつて、初めて日本の民主化といふものができるのであつて、これをただ中央集権的に民主化すべき

であるといふようなかけ声だけで、一体日本の自治制度といふものが確立するかどうか、あるいは日本の民主主義教育といふものがほんとうに行われるかどうかといふことについては、はなはだ私は疑問に思つておるのであります。その点につきましては、ただいまの辻原君のお答えで、私は考えが別でございしまするので、この点は追究いたしません。さて第二の問題でございしますが、当時の日教組におきまして、この法案の実現に非常なる熱意を示しまして、独自の案をつくつて強力にこの実現を政府に迫つておるのであります。しかも現行法といふものは、当時の日教組の意図といふものが十分に取入れられておると私は思ふのであります。しかも日教組執行部の内部におきまして、教育の民主化といふ本来のあり方から言ふならば、われ／＼としては市町村教育委員会の設置といふものは賛成しなければならぬが、現状においては市町村に教育委員会が設置された場合、保守勢力がその実権を握る可能性が濃厚であるのでわれ／＼は反対せざるを得ないといふことが、当時の執行部において問題になつた。この論議を分析して参りますならば、日教組自身が、市町村教育委員会は教育の民主化という立場から当然あるべき姿である——あなたのさつきおつしやつた理想的な一つの姿であるといふことを理論的に肯定しておきながら、設置に反対するといふ理由はどこにあるか。それはいろいろ財政上の問題もありましよう、あるいは人事権のいろいろの問題もありましよう。ところが教育といふものはやはり理想といふものを持た

なければならぬ、その理想に一步步前進して行くべきだと私は思ふ。そういう一つの努力といふものをしない、一体日本の民主化あるいは民主主義といふものができるかどうか、現状をただ賛美を張るようにはございませぬ。一体日本の民主化が行われるかどうか。つまり社会党左派にございませぬ。したところ、日教組の政治活動といふものが困難になるために、してこれに反対したといふことは、これは非常におかしいのであつて、社会党左派の勢力を伸張せんとする場合には、民主化に逆行するようなことをあえて闘いとる、こう断定することができると私は思ふ。一体この点はどうかお考えであるか。ほんとうに日本の民主化といふものを考えておられるかどうか。ただ自分たちの党利党略のために左派一辺倒を、左派勢力を伸張するため、こゝういふ改正案を出されるのであるかどうか、この点をはつきりひとつ……

○辻原委員 御意見にわたります点がありますので、それらの点は省きますが、再三再四私が御説明をいたしましたように、教育の民主化を實際において推進して行くためにはどうあるべきかという考え方に立つて、本法案を提出いたしましたのであります。たといどんな食物であつても度を過ぎたならば、腹くだりを起したり、中毒を起したりいたします。むしろ単に病気にとどまらず、死に至らしめる場合もあります。私は市町村の教育委員会を少くとも現状において設置することは、教育にプラスするものではない、かように考えてこの法案を提出いたしておるのであります。しかしながら、先ほど申しま

したように、理想と現実をマッチさせて行くためには、現状の段階におきましてはこの程度の改正にとどめまして、さらに将来にわたつて真に民主的な教育行政が行われ得るよう、そういう段階に伸ばして行きたい、かように考えておるのであります。

○坂田(連)委員 目前に積み上げて行くための民主化の努力をせよして、一体民主化といふものができるかどうか、私の質問に対してひとつもお答えがないのでございしますが、この改正法案といふものは、これは何と申しましても民主化といふものからはずれておる、むしろ先ほど申しましたように、日教組の組織を利用して党勢拡大のためにせんとすると思はれるのであります。教育といふものは党勢拡大とか、あるいは自己の利益とか、あるいはそういう便宜な考え方に左右されては絶対にならないと私は思ふ。大乗的な見地から正しい教育、中立を維持して行くといふこと、いかに教育を民主化するかといふことを真剣に考えなければならぬと私は思ふのでございします。その点について再度ひとつ明快なる辻原君のお答えをお願いいたします。

○辻原委員 民主化ではない、こゝう抽象的におつしやる、あるいは日教組云々といふことを申されておりますけれども、私たちはこの改正案は各種団体の教育に対するいろいろな意見も総合的に判断をいたしまして、さらに市町村の行政を担当しておる人たちの意見も十分聞いて参りまして、さらに町村の教育委員会が現在どういふような実情にあるかといふことも検討いたしました結果の結論でありまして、さよ

うな点について日教組が云々、日教組の意見がどうあるからというだけのことでおつしやるのは、多少ポイントがはずれておるのではないか、その点申し上げておきたいと思うのであります。

さらに現在の町村の単位についてすべてが民主化できたという考え方は、これは賢明な坂田委員の質問としてはいささか了解をいたしかねる。それはなぜかという、坂田委員も先般の町村合併促進法には賛成をされた一人であり、かりに町村が現在のままの状態において民主化が促進されるというならば、何をもちて町村合併促進法に賛成されたか、この点については私いささか釈然としたしかねる。そういうわけでありまして、具体的にこの法案のどこが民主化に逆行する、そういうようにお話をくだされば、私も詳細にわたつて御説明をいたす材料を持つております。

○坂田(道)委員　そこでお話をいたしますが、先ほど辻原委員から、結局われ／＼としてはこの地方教育委員会を廃止して、そうして大府県単位のする、五大都市にとどめる、こういうことを申されたのであります。社会党は、民主教育の確立という持論には、昔も今もかわつておらない、一貫しておると私は考える。(当然だ)と呼ぶ者あり。当然だと思ふのであります。(その通り)教育委員会制度の本質は、私はむしろ市町村にあるという考えを持つておるのでございます。これは辻原君と私の考えが違ふのでありますから、どうもしようがないのであります。しかし自治の真の精神というものはどこにあるか、都道府県にある

のか、あるいは市町村にあるのか、これは私は都道府県というよりもやはり市町村にあるのではないかと、こういうふうな考えなのでございます。(市町村警察はどうする)と呼ぶ者あり。だから警察制度の中央集権化に反対しておられるところの社会党が、この教育制度のいわゆる市町村任意設置をされるというのとは一体どういう考えであるか、この点ひとつはつきり伺つておきたい。

○辻原委員　先ほど申し上げましたように、坂田委員の御質問は、現状の市町村の規模がすべてそれでよろしいという前提でお話をされておりますけれども、私はさようなことを考えておられないのであります。現在の分権の末端はどこにあるかというところは、これはいままさにお聞きにならなくとも、形式的には町村にあることは、これは当然でございます。しかしながら教育行政がそれで完全に行き得るかどうかというところは、これはおのずから別であります。教育行政というものは、これはたゞ／＼坂田委員あたりも、義務教育というものはある一定のレベルを保たなければならぬということを申されております。われ／＼もその点については否定をいたしておりません。従つてその義務教育の特質と教育行政の民主化というものをどうしてマツチせしめるかという点に至れば、現在の市町村における教育行政は、形は民主主義の形をとりまして、分権の形をとつて、内容においてはそれが伴つて行くことができない。私は提案の理由にも述べましたように、教育行政というものがあまりにも細分化された形によつて行われた場合には、これはその地方

の小さな地域における教育は、ある面においては推進できるかもしれませぬ。しかしながら全体を通じた義務教育のレベルというものが、それによつて維持できて行くかどうかという点に至れば、これは必ずしもそうではないのであります。それらを勘案いたしますと、従来の日本の教育制度において見ましても、少くとも大きな弊害の見出されなかつた規模、やはりそれが最も適当であらう。しかもそれはいわゆる地方行政の範囲の中に含まれる都道府県の範囲内における教育行政というものが、将来にわたつては適当じやないか、かように考えたのであります。しかしながらこの法律は決して全般的に市町村の教育行政というものを否定しておるのではないでございせん。そういう欠陥を克服して行ける地域、それは地方住民の判断にまかして、そこは存続してよろしいということとを任意設置という形で書いてあるのでございまして、坂田委員の御質問の趣旨にありましたようなことは否定をいたして、おりません。

○坂田(道)委員　私が今辻原君から答弁をいただいたのは、この改正案にはそうなつておるけれども、われ／＼としては県教育委員会一本にし、大府県、五大都市に限るということを申されたから、私はそういう質問をしたのであります。そういふお考えであるならば、どうしてその法案を出さないのか。現状は現状のままに押えて、そうしてこれを任意設置のような形にするということはどうしてであるかというところであります。日本を民主化するためには私はいろいろ方法があるかと思うのであります、やはり組織

としての労働組合運動の健全なる発達——行き過ぎはだめです。健全な発達と、制度といつたしましては、やはりこゝういふ民主的な教育委員会——特に県教育委員会というものは、投票したものと投票されたものとの関係においては、非常に感覚が遠いのであります。まためんどろも見えないのであります。(代議士はどうだ)と呼ぶ者あり。代議士の役割と地方教育委員会の制度とは根本的に違います。地方教育委員会の一つの目的は、その地域社会における教育を、農村なら農村、漁村なら漁村、都市なら都市というようないくつかの生産機構、並びにそこに数千年來養つて来たところの歴史、あるいは伝統、習慣、そういうようなものを生かしてやるということに、地方教育委員会制度の意義があると思ふのであります。まして、どうして戦前の西一的な中央集権的な教育が悪かつたかという話とは、文部大臣なり、あるいは教育勅語なり、あるいは文部省の役人なりが、国定教科書というものをもち、あるいは都市あたりで考えた一つの頭の中で、地方末端の山間僻地の先生、その土地、そのところに応じた教育とは全然違ふところの考えでこれを統一したところに、日本の教育の根本的な誤りがあつたと私は思う。(そこはよろしい)と呼ぶ者あり。そこがいから、戦後におきまして、この地方教育委員会制度というものを設けて、そして山村においては山村らしい、農村においては農村らしい、漁村においては漁村らしい一つの地或的な教育というものを、その住民の意思によつて運営して行こうというところに、地方教育委員会の眼目があると私は思う。

それを県教育委員会一本にして五大都市に限るなんてことは、地方教育委員会制度そのものの根本を知らない者の議論であると私は思う。私はもつと強く言うならば、県教育委員会あるいは五大都市くらいはこの範囲をもしめるといたしたならば、それはもう地方教育委員会制度の根本理想あるいは精神というものを蹂躪するものであるから、これはやめてしまつた方がよろしい、弊害あつて一利なし、こう私は思うのでございまして、この点に關する辻原君の御答弁をお願い申し上げます。

○辻原委員　私が将来にわたつての考え方はこうであるという点について参考にしたことは取上げられて御質問でございまして、ただいま提案いたしておりました法案については、先ほどお答えいたしましたように、現状の制度、理想とマツチをして提案をしたというところは再三申し上げておるところでありますので、あらためてお答えする必要はないかと存じます。なお先ほどから私が申し上げておりますように、町村の教育委員会を廃止して行くことは民主主義に反するという御質問でありまして、私たちは先ほど申しましたように、中央集権という考え方は、その行政の範囲を地方行政の範囲内において拡大して行くことは、必ずしも中央集権ということには当らない。そういう観点から、その範囲内において教育行政が円滑に運ぶかどうかという点を検討いたしまして、その弊害を除去するための改正案でありますから、何らこの点については、坂田委員が言われるごとく、民主主義を否定し、地方分権の制度に反しておるも

のとは考えられないのであります。あるいは坂田委員は、都道府県の範囲内あるいは五大市の範囲内においてやる教育制度はまったくいけないという話でありましたが、私たちは、過去の教育の実績に徴しても、この点については、今坂田委員が述べられたようにまったくいけないというふうな結論を持ち得ないのであります。人事行政、財政負担、あるいは義務教育のレベルの維持というような点を考え合せてみますと、むしろ現在よりもベターであるという考え方を確信いたしておるのではありませんから、何らそういう点に対する欠陥をわれ／＼は指摘いたすことはできないのであります。

○坂田(道)委員 今の辻原委員の提案者としてのお話はわかるのであります。が、私は了解できないのでございまして、しかしこれはこのくらいにいたしまして、論点を次にかえて行きたいと思ひます。

教育委員会が市町村に下されましてから、まだ一年をこゝでございまして。われ／＼教育問題、教育行政というものをやる場合には、やはりこれを早急に転換するようなことは考えなければならぬと思ひます。従いまして、辻原君のお考えからいたしましてはそういうふうでございまして、けれども、しかしやはりこれは三年なり四年なりこれを育ててみて、そうしていいのか悪いのかということを含めて、考え方はないか。それを、教育の成果というものがいいとも悪いともまだわからない現在の状態において、これを改正されるということは、私はどうかと考えるわけでございます。それか

ら辻原君はどう考えておられるか知りませんが、これは総理府の国立世論調査所が教育に関する世論調査をいたした結果ですが、その結果は——辻原君たちから言うところ、あれほどの世論の反対がありながら、下して半年もたたないうちに、設置単位としては、市の教育行政は市の委員会でした方がよいというのが過半数六二%を占め、あなたのおつしやる県の委員にまかせた方がよいというのは一六%である。こういう数字が出ておる。同時にまた府県の議会において調査いたしましたのも、ほぼこれと同様な支持率になつておりますし、また父兄会を通じましてやりました調査も、六〇%は市町村に置いた方がよろしい、こういうことが出ておるのでございます。この数字は、数字の魔術もございしますが、しかしわれ／＼は、一応こういつたものも判断の基礎にしなければならぬ、そういういたしますと、やはり市町村教育委員会というものは、われ／＼が考えている以上に、半年もたたないにかかわらず、相当の業績をあげておるのじやないかという気もいたすのでござい

ます。そのときになつて、一体どうしてこれを改正しなければならぬのか、これがもし逆の場合だつたら、われわれといたしましてもう少し考えてみる必要があるものでありますが、少くとも県単位の教育委員会というものが一六%であつて、市町村教育委員会が六二%であるということは、やはりこの市町村教育委員会というものが非常に親しまれて来た、そうして相当に教育の民主化の上に役立つものであるということから、こういうデータが出て来たのではないかと私は考える

のであります。この点についての辻原君の御見解を伺いたしたのであります。○辻原委員 こういう制度を実施してから一年少ししかたつておらないのであるから、もう少し長い目で見てはどうかという話でありまして、私たちも、いいと判断をいたしましたならば、もちろん多少の欠陥というものはいかなる制度にもつきものでありますから、いま少し長い期間を通じて、欠陥を克服するという方法に出たいのであります。しかしながら地方教育委員会に関する限りは、われ／＼はさように判断はいたしかねるのであります。いわゆる部分的欠陥というよりも、この制度の欠陥は、再三申し上げますように、教育に対してこれはプラスにはなつて行かない。従つて私たちとしては、あやまちを改めるにはばかりのことなかれでありまして、かりに三日のあやまちならばそれを四日に繰返さないように、一年半が二年にならないうちに、ここに早々のうちにこのあやまちを改めて改正をいたすことが至当である、こういうふうに考えたのであります。

国立世論調査所の調査の件であります。が、私もいかなる形における調査かは存じませんが、これについての確にお話を申し上げることはできませんけれども、しかしながら私は在来の調査から見まして、これらの調査についてはもちろん否定をするわけではありませんが、その一つをもつてして、これが世論の全部であるというように、坂田委員のように受取れないのであります。もしかりに六二%の委員会支持率が出るならば、何がゆゑに市町村長ないしは市町村議会においてもこの制度に反対するか。坂田委員の言うように、行政の末端が市町村であるとすれば、その市町村を代表する議会、ないしは最も短い範囲において市町村の輿論というものを鋭敏につかんでおられる市町村長が、何がゆゑにこの制度に反対するかということに私は疑問を持たざるを得ないのであります。従つてそういう立場々々において、あるいは多少数字の現われ方は異なるであらうしようが、私たちは一部分をとらえないで、総合的にこれらをつちやう野党の諸君が言つておられることであると思ひます。

○坂田(道)委員 私は、輿論がどうだこうだということを申し上げておるのじやありませんが、世論調査所の一つの結果がどうなつてゐる、これは辻原君としてもやはり一応は頭に入れて考えなければならぬのじやないかというのを申し上げたのでありまして、日本の世論というものがただちにそうであるということを断定したわけではございません。それから今問題になりましたところの、自治庁関係のいわゆる市町村長あるいは市町村議会あたりで反対があるじやないかという御意見についてであります。ただ、しかしこのも承つております。ただ、しかしこの反対の理由が何であるかということはいくつ分析して見る必要があるものでございまして、私は、市町村長が反対をせられておる一番の理由は財政の問題であると思ふ。この財政の問題がもし地方交付金の中に繰り込まれておるならば、十分に来るのであるならば、われ／＼は賛成だというのが非常に

倒的に多い。こういう実情でございす。私たちは、現在確かに地方交付金の中に繰り込まれておる教育費が少いというところは認めておりますが、それだからといって、金がないからといって、それじゃほんとうに理想的な制度というものをどうするかという場合に、やはりわれ／＼は理想に向つて前進する必要がある。それならば金を獲得する方法に出るべきではないか、金がないからだめだということはいじやないかということ、これはしよつちやう野党の諸君が言つておられることであると思ひます。この点にたいしてどうしてどうしてということをお聞きしたいのであります。ところが一つ考えられます。それからもう一つの市町村長の反対の理由の中には、教育委員になつておられる方々というものは相当有識者が多いのでございまして、中にはそうでない人もあられるようございすけれども、その当時反対論の中に、この教育委員会をやつたらおそろく全国の一万町村でボス化が起るのじやないだろうかということを非常に心配されて、またそれを宣伝されたのであります。ところが実際に選ばれた人たちを見てみると、必ずしもその当時反対されておるボスというものはそうたくさんは出ておりません。むしろいまさら市長でもあるまい、いまさら村長でもあるまい、いまさら議長でもあるまい議員でもあるまい、しかしながら教育のためなことで、昔参議院議員をした人だとかあるいは知事をされたとかあるいは裁判官であるとかあるいは博士であるとか、そういうた有識者が固に帰

つて、そうしてその村のためにやつてみよう、こういう考えの人で出ておられる人もあるのではありません。あるいは前村長あるいは前議長、そういう人々も、一面において何となく、いわゆるそういう有能と称せられる人もありますが、一面においては、これはお百姓さんもあるし、あるいは商人の方もある。その人はあまり学問的なことはわからないけれども、しかしその地域におけるところの学校教育をどうやるかというその熱意、教育に対する非常な熱意、誠意というものを、持った、いわゆる隠れたところの教育委員というものが私は多数出ておられると思う。こういうような非常に常識を持った一つの生産人、そういう人が教育委員になつておられる例が非常に多い。そういう一つの生産人によつてその地域におけるところの教育をやるといふことが、私は地方教育制度の眼目であるし、これを育てて行かないで、どうして日本の教育の民主化があるかと私は思うのでございます。従いまして先ほど申しますように相当な人が出て来た、正しいまじめな人が全国の津々浦々の教育委員会に出て来られた、こういうことが逆に言うならば、その次の市長選挙なり、町村長の選挙なり、あるいは議会の選挙の場合において、あるいは自分にとつてかわるのじやないだろうか、こういう一つの恐怖心から反対せられておられるものがあるわけでございます。内情を分析してみますと……従いましてただいま辻原さんが申されました一つの反対理由というものは、ただいま私が申し上げました理由もあるということでは、はたして正しいあれであるかどうか、や

はりこれは父兄会なりあるいは国立興論調査所によつて示された数字というものを一応われ／＼の頭の中に入れて考えるべきではないか、そういうものを基礎にして考えるならば、一応現行法というものは将来見込みがある。たつた一年、しかも私をして言わしめますならば、この一年の間に文部省當局は一つも育成をしておられない。これを育成をし、相当の金をつぎ込むならば、相当の成果をあげ、この一万有餘の市町村から日本の民主化の花が咲く、私はこういう理想を持つておる、県会なりあるいは国会なりを浄化させる一つの強い力を持つておる、これこそ私は地方教育委員会制度の根本方針だと思つておられますが、この点につきまして辻原さんはいかがお考えでありますか。

○辻原委員 私国立興論調査所の調査を全面的に否定するものではないといふことを申し上げます。そういうことも調べまして、もちろんわれ／＼がこの法案を提出したに先だつていろいろの検討を加えたのであります。市町村の教育委員会に町村長が反対してはいる理由を今坂田君がお述べになりましたが、もちろんそういう点もあるでありますが、しかしながらまた先ほど私が説明いたしましたような本質的な問題によつて反対している点もあるのではありません。いろいろ／＼な反対する理由を集約して、私は町村会が反対せられるものと思つておられます。もちろん、財政の面についての町村会における反対は、何といつてもこれは地方行政をめぐらざる町村長としては深刻な問題でありますだけに、この点については反対意見というものは非常に大きく

クローズ・アップをいたしておりますし、私たちも財政については、一応制度が置かれて以上、何とかならぬものかとしていろいろ／＼努力をいたして来ましたが、しかしながら予算に予算といたしましても二箇年の予算が組まれ、その間に補正予算も教度にわたつて組まれたけれども、何らこれらに對して町村長が要請することなく、またばわれ／＼が希望しておるような、地方教育委員会の運営が全きを期せられるような財政措置がとられておらなかったという点において、私は現由内閣の手によつては——財政を完全によればいいではないかとおしやるけれども、それについてたび／＼という機会がありながらやらねなかつたという点においては、それをもつて全面的に残念ながら信用はできないのでございまして、従つてそれにかわつて、われ／＼としてはそれらも克服できる一つの改正案こそが、最も早くそういう点の欠陥を克服する最良の策である、こう考えたのであります。

今、さらに坂田委員が教育委員の中に、はりつばな方がおられるのではないかとおしやいましたが、もちろん私もそれを否定するのではありません。しかしながら、制度を考えます場合に、部分をとりえて論ずるわけには参りません。總体的に考えまして、その人々がどうあるということも考慮して行かなければなりません。しかし私たちが言つてゐるのは、現在選ばれてゐる教育委員さんがすべて悪いからというようにおしやうを申し上げておるのではありません。かりによくつても制度の上に——どんなりつばな船長がおりまして、船が難破しかけており、船に欠陥があれば、船長が腕を振うことはできないのであります。従つて問題は、この制度にわれ／＼は欠陥を見出さざるを得ない。さらに選ばれる人の権限がこの人々の手によつて運営されたところに、やはり一つの欠陥を現わして参るのであります。ゆゑにそういう観点で私たちは残念ながら坂田委員の御説のようにここから花を咲かせるといふことには希望を持ってないのであります。やはり根のない木には花は咲かないという考え方でございます。

○坂田(道)委員 どうも納得が行きかねるのでございまして、そういうようなお話であれば、もう少し私は教育委員の本質論から質疑をいたさなければならぬと思つてあります。一体日本の過去におけるところの、特に戦前におけるところの、一つの教育制度といふものを、辻原君はどういうふうにおしやうもの、その点に欠点を発見いたしました。私は考えておるのであります。支配権力による教育の壟断ということが、国家主義から軍国教育への道を急テンポに歩ました。そうしてそのことがやはり敗戦という結果に導いた。これに負う教育なり教育者の責任といふものはきつて重大であつたし、その点に於ける限りは非常に強い反省をいたさなければならぬ、こういうふうな考え方を持つておるのであります。

次に戦後の教育についてどう考えるかという点であります。もちろん占領治下でありましたので、その教育方針について、占領当局が何らかの意図をもつてやられたことは、また当然でありましよう。しかしながら受取るわれわれの側といたしましては、今私は戦前、戦時中における教育の反省をいたしました、ますますいかなる意図が

あるうとも、時の支配権力に教育を断せしめられたことを除去することに全力をあげたこともこれは当然しくごくであつたのではなかつたか。幸いこの点の占領軍による指導がこの大きな筋において合致をしたことが、戦後の教育が教育者なり国民に大いなる共感を呼び起した点ではなかつたか。従つてその観点に立つた、いわゆる教育を完全に民主化する、国家権力からこれを中立化せよという点に対する方策を、国民こそつて賛意を發して今日までとり來つた。その制度が六・三制であり、それが今日の日本のいわゆる新教育であると考えておるのであります。従つて今日私の教育觀を申してみようということではありますが、この大きな筋だけはどうしてもはずすことができない。やはり一番の欠陥は、支配権力による教育の隷屬化であると思ふ。だから少くともただいま政府与黨から提案されておりますような、いわゆる中央集權的な、教育行政を誤まらしめるようなこの教育のあり方というものを是正して行くことが、今日の教育における最大の目的ではないか、こういうふうな教育觀を持つておるのであります。

○坂田(通)委員　ただいま辻原君のお答えを得まして、私非常に満足を行いましたのでございます。実はわれ／＼与党といたしましてもういう考えを持つておるわけでございまして、過去の教育が天皇を中心として、そして国家権力主義によつて行われた。あるいは教育勅語を中心として国定教科書というものが編纂をされて、これが文部官僚によつて行われて来た。画一教育が行われて来た。ここに非常な欠陥が

ある。しかもその背後には強い権力があつた。つまり人事権を掌握しておつた。生殺与奪の権を持つておつた。そういうところに欠陥があつたと思ひます。そういう権力主義からこれを除去するといふ意味において、辻原君も教育制度を考えなければならぬと言つておられる。それを承つて私も非常に満足でございます。そうするならば、このただいま御提案になつておる教育委員会制度といふものを、私たちの欲するようには現行法で行かれることが、これを時の支配権力から守るたゞ一つの道ではないかと私は考えるのでございます。これを辻原さんたちが考えておるように、地方教育委員会といふものをやめてしまつて、県教育委員会一本にする、あるいは五大都市だけに限るといふことにした場合は予想した場合はどうなるかといふことでございす。しかも、現在のような日教組の非常に歴大な組織、資金に物を言わせて、ああいう宣傳力を持つてやつておる状態において、一体善良なる教職員といふものは今日どうしておるか。人事権は確かに地方教育委員会、あるいは県教育委員会にあります。しかしながら実質上の人事権あるいは生殺与奪の権、左遷したり校長になしたりする力——最近あちこちをまわつて見ても、日教組の組織部長があちこちの教育委員会をまわつて、そうしてあなた達の志望はどうとかこうとかいふことをやつておる。こういうような状態において人事権といふものを県教育委員会の上に置くといふことになるならば、天皇を中心として教育勅語をやつた西一教育と同じように、日教組の掲げ

る、われ／＼からいふならば、政治的

偏向を持った一つのスローガンに五十万の組織を通じて教壇に流し込み、一方においてはそういう実質的な人事権というものを握っておるといたしますならば、これこそ戦前における権力主義であると思ふのであります。そういう不当な支配というものが現在行われておつて、日教組の指令によつて、やれ一斉賜暇をやるとかなんとか、私たちはやりたくないのだけれども、同教組の指令であるからやらなければならぬ、こういうようなまつたく戦前のフアツシヨあるいは戦前の、あなたが最もいかぬとおしやつたそのあやまちを現在日教組がやつておるのじやないか、こういうふうにわれわれは考えておるのであります。そういう意味からも、教育の問題は、自由党からでもまた社会党からも、特に時の権力者から中立でなければならぬ、その支配を排除しなければならぬ。同時に日教組が実質上の人事権を掌握し、善良な先生方の生殺与奪の権を持つてこれを行使しておるような現状、こういう不当な支配に甘んじておられる善良な教職員のために、これを排除するためには、やはり私はこの地方教育委員会というものを育てて行くことが、こういう不当な支配——あるいはこれは日教組だけではないかもしれない。各政党あるいは時の権力からも守るということをは認めたのであるならば、私どもの考えておる地方教育委員会というものを推進して行くことが、これを守るただ一つの道であると考えるのでございますが、どうでございますか。

○辻原委員　坂田委員の御質問は、私の受取つた範圍では、若干論理が飛躍

をいたしておるのではないかと考えるのであります。従つて、あるいは私の申し上げることが、坂田委員の御質問に完全に答えることができるかどうかはわかりませけれども、私が申し上げましたのは、いわゆる支配権力による教育の壟断ということであります。戦前において、もしかりに教師の諸君がほんとうに教育に対する力強い考え方をもち、支配権力の考え方を改めさせて行く力を持ったならば、私は今日の日本の悲劇は生れておらなかつたであらうと確信いたします。従つて教育者なり、国民が時の支配権力に対して批判を持ち、それに対して輿論を巻き起す行動こそが、日本の民主化の第一歩でなければならぬと思ひます。坂田委員の御質問は、時の支配権力を國民各階層がそれ／＼合法的に一つの輿論を持ち、政策を批判する行為とチャンポンにして、支配権力に鋭い批判をいたしましたから、従つてそういう点についても反対であるかという御質問は、ものの考え方の根本が誤つておるのじやないか、私はかように思うのであります。もしかりに日教組が時の支配権力であるとするならば、これはゆゆしい問題でありまして、議会も何もあつたものじやない。しかし教育行政は少くとも与党により、内閣によつて運営をせられておるのでありますから、あるいは大学において、あるいは義務教育学校において、その他教育に関心を持つ人たちにおいて、PTAにおいて、いろ／＼な意見を持ち合せてそれを発表することは、これは何ら支配権力と同一視して考えるべきものではないと私は確信をいたしております。その点については、あるいは坂田委員に

対するお答えにはならぬかと思えますけれども、むしろわれ／＼は支配権力の側に立つべきでない、それからの民主的な考え方というもので、国民の名において、それ／＼の立場において輿論を巻き起すことが、より民主主義のルールにマッチして行くものじやないか。しかしながらそれが非合法によつて起された、あるいは間違つた方向に行く場合においては、これはまた民主主義のルールに従つて是正をして行くべきである、かように確信をしておるのであります。支配権力の力によつてそのことを打ちくだく、あるいはそれに向つて力をもつてやるようなことは、やはり民主主義の原則に反するものである、私はかように考えております。

○坂田（道）委員　辻原さんのお話は実はわかつておるのでありますが、時の権力から不当な支配を受けないというとか、そういうような実質上の人事権を掌握しておる日教組というような団体、あるいはその他共產党なら共産党という団体の不当な支配からも免れなければならない、そういうことを申し上げておるのであります、それを守るためには、地方教育委員会の現制度が私はよろしいと思うが、あなたの考えておられる県教育委員会あるいは五大市ということであるならば、あなたの一番心配しておられる時の権力から守るという上において、制度としては私たちの現行法の方がよろしい、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○辻原委員　坂田委員の御質問は、先ほどから大体同じような前提に立つておられるのであります、私は支配権

力という問題を考えました場合においても、このわれ／＼の改正案の方が適当であるという考え方を持っておるのではありません。もちろんそれを直接的に理由として提案したものではありませんけれども、しかしながらしるは結びつけて私の見解を申し上げるならば、その方が適当である、こういうふうにご考へておるのであります。

○坂田(道)委員 たいだいまの点は、辻原君の考え方はわかるのでありますけれども、私といたしましては承服できない点でございます。まだ私個々のいろいろの問題について質問が残っておりますけれども、私だけでずいぶん時間も経過いたしましたので、きょうはこれで質問を打ち切ります。

○小林(進)委員 たいだいまの坂田君の質問に対しては、提案者のお答えになりました。この権力支配の問題は非常に重大だと思ひますので、これに関連いたしましたお私が質問することをお許しを願ひたいのであります。

先ほども、わが日本の教育が権力支配のもとに一つの批判性と自主性を失つたことが、誤れる教育から戦争に突入した根本であるということが言われたのであります。この点私もまったく同感であります。けれどもそれにつけ加えて、権力支配が特に教育に携わつておる者の自主性と独立性を失ひしめたことが第二のわが日本を誤らした根本問題ではないかと思ひます。たとへて言へば、例の昭和八年当時でございまして、当時の文部大臣の鳩山さんが大学教授であつた美濃部達吉氏を憲法問題でまず思慮弾圧をして来ます。これが教育弾圧の第一歩でござい

ます。なおかつ善田胸喜とか、何とか

いう当時右翼の貴族院のともがらが、これまた教授あるいは教職員に一つの大きな弾圧を加えて来た。これが教員をして自由の教育、自由の研究を失ひしめて来たのであります。これは私は大きな間違ひであつたと思ひます。当時中小学校においては、たしか小学校教育者の間にはつづり方の研究会等というものがあつて、自由の教育、あるいは子供の思想、もののすなおな見方、考え方というものをリベラリストの立場から教育しておつた。そのつづり方教育指導がいけないということから、当時の権力がとう／＼小学校の教職員にも加えられて来て、自由を奪われ、追ひ飛ばされて来た。そういうことによつて、小学校の教職員諸君がほんとうに教育の天職に目ざめて、第二の国民、つづり方人権を備へた青少年の教育に邁進しようとするこの崇高な気持を遂に権力者が奪つた。奪われてしまつたから彼らはもはや時の権力者の要求するまづたくの死んだ教育をする事になつたのであつて、これがとう／＼国民を戦争にかり立つて、今日の敗戦を来した根本の理由だと私は考へておるのであります。すなわち、いわば小学校……「陸軍大尉」と呼ぶ者ありやじが来ましたが、私はそうした誤れる戦争のために、よわひ三十にして第二乙種、第一補充兵の私が赤紙一本で兵隊にとられて、三十のときから予備役、陸軍二等兵としてひつぱられた。これはみな誤れる教育の犠牲であると言わざるを得ないのであります。それからいまだというのにお前は大学を卒業しておるから幹部候補生の資格があるというので、いやいやながら権力で幹部候補生を志願

させられて、いやだ／＼というのに陸軍大尉にまでさせられてしまつたことは、私は戦争の最大の犠牲者であるといひなければならぬのであります。

〔発言する者多し〕

○辻委員 御静謐に願ひます。

○小林(進)委員 そういふ戦争の犠牲のために、予備役、陸軍二等兵がいやだやだというのに、とう／＼陸軍大尉まで持つて行かれたのであります。そういう実情でございますが、まさに権力のために私は偉大なる犠牲を払ひせられたのであります。これはみな教育に対する、教職員に対する弾圧がこういう結果をもたらしたものであります。従つてわれ／＼は過去の教育を反省してみるとき、時の権力が教育の自主性と独立性を抑へたということが大きな原因じゃないかと私は思ふのであります。今日新たな民主教育を論ずる場合には、われ／＼はこの教職員の自主性と独立性、いわば思想の自由というものは断じて奪つてはならないと思ふのであります。今日存在いたしております教育委員会が、また一つの時の権力と結んで、もう今だつて文部省は、御承知のように地方教育委員会等に文部省の送つたり、つまたない調査の依頼書を送つたりしてやつておりますが、ああいうことからだん／＼芽が芽ばえて参りまして、教職員の教育の自由、思想の自由をまた昔のように弾圧して押へるんじゃないか、こういう心配があるのであります。特に今——これはこの問題ではございせんが、自由党の諸君は、ああいう憲法を定めて教職員の自由を奪わんとしておる。自主性を奪わんとする前

の軍國のわが日本の官僚と軍閥諸君が、つづりかたの研究や、美濃部教授の庄迫やらやつたと同じようなことを、今再び繰返さんとしておる。そういうことに便乗いたしまして、教育委員がわが日本の教育を再びそこに突入させるようなおそれがあるんじゃないかどうか。先ほど言われたように、権力の庄迫が教職員の自由を奪つて、これがたまたま戦争に突入したのである。今またその懸念がある。地方教育委員会にその懸念がある。こう私は感ぜざるを得ないのであります。提案者の御意見を承りたいと思ふのであります。

○辻原委員 たいだいま小林委員から、戦前の教育は、時の支配権力によつて教育者を弾圧し、教育を圧迫したことがいろいろ／＼な悲劇の根源になつたという点を指摘せられ、それと現行の地方教育委員会制度並びに地方教育委員会の実態、さらに今後の傾向としてそういうものとの軌を一にする点がないかどうかという御質問でありましたが、第一段、戦前戦後における教育が、確かに今小林委員が指摘されましたように、教員の持つておる自由なる考え方が、時の支配権力が文部大臣を通じて、文部行政を通じて、あるいは官憲の手によつて弾圧拘束せられたことか、一朝國の安危に関するような状態に至つても、教育者がその教育に安んじて正常な教育を行ひ得なかつたという結果に相なつたものと私も考へておるのであります。従つて、われ／＼が委員会制度を考えます場合において、もう、そういう傾向がないかどうかという点について慎重に検討を加えまし

た。今日の教育委員会すべてにそういう傾向があるとは断定いたしません。しかしながら、そうした点についてわれわれが危惧をいたさなければならぬ点がある点があるというところは、これまた否定のできないところでありま。たとへて申し上げますと、時間がございますので詳しく申し上げませんが、先般地方教育委員会連絡協議会なるもの名でもつて、たゞいま国会において審議しようとしてゐる教育公務員特例法の改正、あるいは義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案等について、これをあたかも賛成して通すための手段であるかのごとき、そういうたゞ地方連絡をそれ／＼の教育委員会に対して秘密裡にしておるという事実があるものであります。この一例を見ましても、地方教育委員会がそういうたゞ時の支配権力と何ら関係なく民主的に運営せられておるものとは即断できないのであります。こういう傾向について私たちは非常に懸念をいたしたのであります。さきにも私が強調いたしましたように、何といつても教師に対する直接の庄迫、教育に対する支配権力の庄迫、これが教育を麻痺状態に陥れること、これは大地を打つちにはずれないでありますが、絶対に誤まりでないであらうと思ふのであります。これは幾多教育学者あるいは日本の民主主義教育の根柢をわが國にもたらしたアメリカの教育使節団等の報告書、少くともわれ／＼日本より民主主義に於いては先進國であるアメリカ等の教師を自由なる雰囲気において、その職を安んじて行わしめなければ絶対教育

の民主化ということはある得ない、いかに形式的に民主主義を与えても、教師がその雰囲気になければこれは民主主義とは申せないし、民主的な教育は根柢から破壊されるものであると結論を下しておられることは、これは各委員もよく御承知の通りであると思います。従つてたゞいま小林委員へのお答えといたしまして、そうした具体的事実もあつて、この点についてもわれわれは慎重に考慮をいたしておるということとを申し上げるのであります。

○小林(進)委員 まことに適宜な、けつこうな御答弁をいただきまして感謝にたえないのであります。(笑聲)

なお一点伺ひたい。先ほどから坂田代議士との応答を聞いておりますと、坂田君の提言は、地域社会において教育のためにほんとうに考えているのは地方教育委員だけであるというふうな、非常にドグマティックな立論の上に立つておられるのであります。が、地域社会において自分の子弟の教育のことを考えるもの、あに教育委員のみならずでありまして、市町村長、市町村会議員並びにその住民一人々々がことごとく真剣に考えていることは多く言葉をまたぬのであります。ましてやその地域社会において教育を担当いたしております教職員が、何ものにもまさつてその社会の子弟教育と、その土地の事情に即応した教育の成果をあげるために大いに努力していることも言をまたないと思ふ。それをどうも聞いてみると、その地域社会の教育のことを考えるのは教育委員だけである。市町村長や市町村会議員や教職員はことごとく地域社会に対して熱意がないというふうな考え方に立つてい

るが、教育委員会制度の維持論者のこれは考え方の間違いであると思ふ。この提案者の御意見を承りたい。

いま一つは、教職員は日教組という組織の支配を受けて、そのためにのみ動いているというふうな、こういうふうなもばかげた極端なお話があつたやうでございます。私も地域社会に住んで自分の子供をその学校にやつております。自分の子供が学校で一体どんな教育を受けているか、先生からいかなることを教えられるか常時子供を通じて監督いたしております。これはその地域における住民の共通する心理だと思ふ。だからこれは教師の立場から言へば、常日ごろその土地の住民あるいは市町村会議員あるいは市町村長その他一切の人々から監視せられた中で教育を担当していられるのであつて、その教師が自由党の坂田君の言うやうな日教組の支配のもとに、地域の住民や子弟の幸福や教育の本旨を忘れた誤つた教育をもしたとするならば、その教職員はただちに父兄を通じて、その土地の住民を通じて、その土地に教育者として住んでおられることはできないだらうと思ふ。こういう意味において教職員はどその土地のガラス張りの中において正しい日常行動を要求せられておるものはないと思ふ。今日五十万の教職員諸君が全部その地域においてなお教育に従事することは、彼らがその地域の社会の住民や一般の人々からつばに受入れられておる何よりの証拠じやないかと思ふ。それを教育委員会をして監視せしめなければ、教職員はみんな地域社会の利益や住民の利益を逸脱して、日教組だかなんだか知らないけれども、そのものの支配下にのみ教育を担

当しておるというがごときは、日本の五十万の教職員を冒瀆する暴言もはなはだしし、その地域々々における、子弟を学校へ通つて教育を受けさせている住民や父兄やPTAに対する重大なる暴言でもあると思ふ。もしそんな不当な教職員があれば、一日もその住民の、その土地の学校に置くことを許されないはずだ。それほど父兄は真剣だ。その父兄を無能化し、PTAを無能化して、教職員が日教組の支配下にあるというがごとき暴論は、実に聞き捨てならぬ頭の悪い質問であり、低能な質問である。これは愚論といわなければならぬのでありますけれども、これに對して提案者の率直なる御回答をお願いしたいと思ひます。

○辻原委員 二つの質問がありました。一つは教育委員だけが教育を担当するものじやない、もちろんその通りでありまして、坂田委員が再三再四述べられておる基本的な考え方は、おそらく地方住民の意思によつて教育が行われなければならないという考え方で、地方教育委員会が現状のままでいいのだという、そういうお話だと私は受取つておりますが、そうだとすれば、当然地方の末端行政をあずかる町村長の意見も、議会の意見もまた学校教育に對して協力的立場に立つPTAの父兄の人たちの意見、その他住民全体の意見も十分尊重して行かなければならぬし、私たちの見るところにおいて、これらの人々がその地域の教育に對して非常に熱心に協力し、教育の上で誤りがあればいち早くそれを指摘せられて、教育の上に実績を上げておられることを確信いたしております。従つて、それら全体がマッチしてここに

教育が運営せられるのであつて、単に教育委員という現在の町村教育委員だけが教育を云々し、教育についてやる資格があるなどということは毛頭考えないのであります。ただ法律的な権限を付与されておる行政者の立場にあることは法通りでありますし、その立場を尊重して行かなければなりませんけれども、教育はこれら全部の協力態勢の上に成り立つのでありますから、当然その人たちの意見を尊重して行かなければならぬし、われわれが教育の問題を教育委員だけにたよるといふことは、本質的な教育をやる考え方ではないと思ふのであります。もちろん教育委員にも、町村教育委員と同時に都道府県の教育委員もやはり重大な責任を持つております、これらの人々の意見も十分尊重しなければなりません。

第二の御質問であります教職員の組織団体の問題であります。先ほど申し上げましたように、教育者がその教育の立場において、あるいは教育者がその雇用される労働者という立場においてそれらの団体を結成して、民主的にこれを運営して行く限りにおいては、法に定められた範囲を逸脱しない行動は是認され、その民主的な行き方を教育の上にもプラスになるように推進して行くことが正しいのであつて、少くとも私は、現在各種の教育者の団体があつても私は、決して非民主的な運営をやつておるとは考えないのであります。またそれが許されるような現在の法律の建前でもないと思ふのであります。すべて法律の建前に準拠いたしまして、あるいは組合員の直接選挙、あるいは組合員から選ばれた代議員選挙によつて、あたかも議会の制

度と同じような考え方では決定され、役員が選任せられておる限り、私はこれらの行動が全部の教職員の意思に反するものであるといふことは、そのルールの建前においてこれを否定することができないのであります。従つてそうした点においてこの輿論が大きく反映して参るということは當然のことである、かように考えるのであります。

○小林(進)委員 私の質問をいたしましたことは、大体御答弁を得たのであります。が、さらにいまだ一点確認をしておきたいことは、確かにその地方々々において教育のことを考えておられる者は父兄であり、住民でありあるいはもちろんその機関の人々であります。しかしその考えをとおる中でも、子弟の教育のことを考えておる第一人物は、その土地の学校における教職員である、教職員が一番真剣に教育のことを考えておる、こゝろ断定してよいのではないかと申します。それは教育委員も考えよう、町村長も考えよう、もちろん父兄、住民も考えておるが、その中で教育の専従者として父兄と日常接しておる教職員が一番教育を真剣に考えておる。もしそれ教育者が、坂田君の言うように、日教組云々というふうな指令に基いて、その土地の実情に反して、教育の本義を誤つたやうな教育をやつたり言葉を吐いたとすれば、その教職員は地元から排斥をせられてもはや一日としてその土地におることができないだらうと思ふ。そういう実情を提案者は一体どうお考えになつておるか。その土地において、ガラス張りの中に入つて住民のすべての監視を受けて、正しい教育をして、一番熱を上げておるの

が教職員です。それでいささかでも誤つて土地の住民にいられたければ、あすからでも身を飛ばされるという非常に嚴重な日常生活と行動を要求せられておる。それをその上に監視機関を設けたり、つまらない法律をつくつたりして、教育の画一化と昔のような軍部の権力をもつて教職員を抑えるようなばかなことを繰返す必要が一体どこにあるのかというのを伺おうじやないか、これが第一点であります。

それから時間がございませぬので、第二点へ参ります。これは文部当局にお伺いすれば、さらによろしゅうございませぬが、なぜ一体文部当局は地方教育委員などを育成強化せんとしておるのか、一体文部省の真意がどこにあるのか、もしうかがい知るところがあつたらこの点もお伺いしたいと思ふのであります。この二点であります。

○辻原委員 第一点の御質問は、教育の当事者としてその地域における教育、これを最も真剣に考へてゐるのはその地域の学校の教職員であるのであります。まさに私はその通りであると思ひます。教師が自分の受持つてゐる教育のことを考へないような教師であるとすれば、今小林委員が指摘されましたように、その地方において少くとも父兄なり、まず直接担当してゐる生徒児童の信頼を失ふことは当然であります。昔から悪い言葉ではあります。が、弱き者よ汝の名は教育者であるといふようなことが俗にいわれて来た。あるいは先生と言われるほどのばかりはない、まことに悪い譬喩でありますけれども、私はこれらの譬喩の持つてゐる中に一面の教師に対する一般の教師

観がうかがえるのであります。それは一方においては、その人事、身分といふものをやはりそれ／＼の権力機関にゆだねてゐる、その考え方によつて左右されるという点、ここだけはこれは一般の公務員その他雇用されるものはだれしも同じであります。それと同時に一面において日常やつてゐる教育活動、自分の職務に対してはただちに生徒の批判に訴へなくちやならない。さらに生徒を通じて父兄の批判に訴へなくてはならない。日常常に批判の対象になり、その行動が一步でも誤るならば、ただちにそれがその地域における輿論となつて、その身分までも脅かされてゐるということが、これが過去において、また今日においても置かれてゐる教師の私は立場であると思ひます。少くともわれ／＼は今日の父兄なり、地域の住民の人々の考え方というものは、戦時中、戦前に増してさういふ批判力というものは鋭くなつてゐることを否定できないのであります。従つてさういふ点から行きます場合に、その教師がかりに地域の人々の考え方とマッチしない独善的な誤つた、また教師たるの資格にふさわしくない教育を日常行つてゐるとするならば、まずまづ先にさうした輿論がほうはいとして起つて来ると思ふのであります。また私は現実には起つた例を知つております。たま／＼誤つた、あるいは教師たるにふさわしくないような人があり、それに対して排斥運動が起つたといふ幾つかの事例を承知いたしてゐるのであります。従つてただいま仰せになりましたように、教師がはたして教育に忠実であるか、間違つた教育を行つていないかどうかについての一番よりよ

き審判者は、これらの地域住民と父兄であるといふことを考へてゐるのであります。それが少數の権力者にすべてをゆだねるといふはしたならば、これこそ私は間違つた判定を教育者に押しつける危険性なしとしないのであります。今日われ／＼は地域住民のさうした教育者に対する熱意と、だんだんと民主的な考え方が進歩いたして来ております。それらの人々に、こうした教師のあり方というものの審判をゆだねることが、これが真にいゝゆる地方教育の本質を活かすものであり、教育を民主的にまた国民全体の手へ歸せしめる最も良策じやないか。現実をそれをおいてほんとうの正しい教育といふものは行われぬというところを確信いたしてゐるのであります。

それから御質問の第二番目の点は、文部当局の方に御質問なさるのが適切であらうと思ひますが、私たちが仄聞をいたしてあります理由は、先ほど坂田委員が質問の過程において述べられましたような、比較的抽象的な御意見がこの委員会制度を守るゆへんである、それにつけ加えて、いろいろ／＼なパソフレットとかあるいは非公式に出ておつた会合で聞いたりした話による、結局日教組がいけないから、やはりこの地方教育委員会を置いて監視、監督せしめなければならぬといふうな、さういふ意図がうかがわれると私は判断をいたしてゐるのであります。

○山崎(始)委員 きわめて簡単にひとつお尋ねいたします。先ほど坂田委員から地方教育委員会の本質論、ひいてはいゝゆる地方教育委員会の一番大きな目的であるところの、不当の支配に屈しない教育をやる。これに関連し

まして日教組が人事権にまで云々といふお話があつたのであります。それが関連して私は少しばかりお尋ねをしたいと思ふのであります。大体この地方教育委員会制度というものが昭和二十七年の十一月に初めて発足いたしました。それまでの経過というものは、これはまことに妙な経過をたどつてゐると思ふのであります。すなわち昭和二十七年の五月でございましたが、その当時参議院では地方教育委員会制度というものを昭和二十七年十一月から実施するということに対して、一年延期しようという全員一致の決議をされたはずでございませぬ。それが衆議院にまわつて来て、驚くなけれ参議院で自由党も含めた全員一致のその議決が、当時非常にてんやわんやの大騒ぎを起して、一体今の日本の実情に照らして、末端の市町村にまで全部地方教育委員会を置くこと自体がはたして適当か適當でないか、さういふ問題に關連いたしましてやはり当時の世論といふものは、一年あるいはそれ以上でも延期して、いま少しゆつくり日本の実情をはたして市町村の末端まで地教委を置くことが適當かいなかといふことを研究しようじやないか、さういふのが大体当時の輿論だつたと思ふのであります。それがたまた／＼その議会で、昭和二十七年の七月だつたと記憶します。が、衆議院においてはあにはからんやそれを通過させよう、さういふことがあつたのでございませぬ。そのときに衆議院におきまして、自由党の中の約三分の一に近い人が、われ／＼は参議院と同じようにこの法律案に対してはもう一年見送るべきであるといふ署名捺印までされて、意思表示をしたと聞

いてゐるのであります。ところが昭和二十七年八月でございましたか、いゝゆる打ち解散といふものによつて、この地方教育委員会制度というものがいゝゆる法律の命するまゝに一般の国民大衆の輿論を裏切つて、そのまゝにそれが解散によつて好むと好まざるにかかわらず勢力を発生した。従つて今日の地方教育委員会ができた。さういふ一つの経過をたどつてゐると私は記憶いたしてゐるのであります。さういふ経過の過程から見まして、今日の地方教育委員会制度というものは非常な変形的な、いわば畸型児、生れるまでに相當これは問題になつた子供だ。さういふことが言へると思ひます。それに対して、私は関連でございませぬが、この制度自体のよしあしをいろいろの観点から申し上げたいのであります。が、申し上げる時間がございませぬので、簡単に申し上げます。

私たちが地方教育委員会制度、この地教委の制度そのものを非常に民主的な制度だと思つてゐることは、坂田委員と同様なのであります。が、われわれの申し上げたいことは、結局教育行政といふものは、教育行政だけが獨立して存在するものではないのであつて、いゝゆる財政あるいはその他の一般行政との総合的な関連性の上において、一つの調和を保つたものでなければ、これはほんとうの教育行政ではない。理念においていかにいふ地方財政の問題であるとか、あるいは地方一般行政の問題であるとか、さういふものと足並のそろわないところの制度であつては、なか／＼うまく現実に対応するものではないと私たちは思ふの

第一類第七号 文部委員会議録第十二号 昭和二十九年三月三日

一

であります。先ほどの地方教育委員会制度本来の目的と逆に不当な外部からの支配に圧迫される、その例として日教組を出された。私はいろいろ申し上げたいのでありますが、その一点に集約しまして申し上げます。今日のあまりにも行政規模の小さい地方教育委員会制度というものが、外部からの不当な圧迫を受けておるということ、私はたくさん見聞をするのでございませう。すなわち教育委員会そのものが外部からの圧迫を受けておる、言いかえらば、教育委員会そのものが圧迫を受けるのでありますから、その圧迫はその地域の学校の先生にわ寄せされて行つてゐる。私は一つの事例を申し上げます。これは生きた実例でございませうが、最近世界各國をまわつて歸られました衆議院の自由党の総務の方でございませうが、ある地方教育委員会に行つて、政治の話はしないから、社会教育の一面としておれに講演をさせる、こういう申出をされた。そうして聴衆が足りないからといつて、生徒を入れる。そういう申出に対しては、さすがの地方教育委員会もちよつとどきも抜かれたのであります。が、地城給云々とかいふ／＼ないわゆる言葉の上の好辭をもつて／＼開かせたのであります。しかもその講演は、自由党の衆議院の方と自由党の参議院の方が二人お見えになりました、中身はまったく政治演説でございませう。おまけに聴衆が足りないから生徒を入れるといつて入れた生徒に向つて、世界各國どこをまわつてみて軍備のないところは國は一箇國もない——その講演の結論は、結局再軍備の大演説であつたのでございませう。

ういうように、これは一つの例でございませうが、不当な支配を排除する、そうして地域社会住民が自主的な教育行政をやるというこの教育委員会本来の目的というものは完全に破られてしまつてゐる。私はこういう点は、この地方教育委員会の今日のあり方というものが、末端に行つて行政規模があまりに小さ過ぎる、従つて五人出でゐるところの個々の人の中には、先ほど坂田委員が言つていらつしやつたように、りつぱな人もおられますが、相当程度首をかしげなければならぬような、はたして教育委員会制度そのものを理解されていらつしやるのかい、いやないのか、いやつしやるのか、いやないかと思ふような人が非常に多いのでございませう。結局こういう一つ見てみましても、世界で類がないこんな民主的な日本の地方教育委員会制度、人口規模、行政規模の非常に小さいところまで一々置くというようない、形の上では、また理念の上では実にりつぱな制度ではございませうが、私はそこにもちよつとくなくものを感ずるのでございませう。そういう点について、日本においてはむしろ不当な支配に委員会自身が圧迫されて、その委員がその地域の教員に思わぬ一つの圧迫をかけておる、こういう面が相当あると思ひますが、提案者の方ではそういうことを今までにお聞きになつたことがありませんか。ある一点をお尋ねしたいのでございませう。なお私が先ほど申しましたような全体に対しての御所見でもひとつ述べただけにばつちやうだと思ふのであります。

かに今山崎委員が指摘されましたように、教育委員を選ぶ場合に、これが非常に小さい範囲で選ばれるのと、さらにそれよりも規模の大きいところで選ばれるのと、そこに人の構成が非常に異なつて来るということは、まづ同感でございませう。これはすでに文部当局でも認めておられますように、教育長の選任にあたつても、法に規定された人を選ぶことができないというようない、現実が現れて来ておるもの、このことを雄弁に物語つておるもの、であります。同時に教育委員について、もちろんさきに申しましたように、個々については得がたい人材もあつて非常に人物難に陥つておる。平たく申し上げましても、あるいは村長選挙に落ちた人あるいは村会議員の選挙に落ちた人、こういった人がたゞ／＼、極端に申しましても、政治的野心の第一歩としてそれに加わられたという例も、これはなきにしもあらずであります。全体でありませうけれども、そういうことも構成上においては起つて来ることも、非常に地域の小さい範囲で選ばれる実情から生まれておるものと私は考へるのであります。さらに不当な圧迫が委員会に加わつて、そういうことを知つておるか知つておらないかという話でございませうが、いろいろ事例を申し上げる時間もございませうけれども、これは単に地方教育委員会といふやうな都道府県教育委員会といふやうなときの支配権力なりあるいはそれに類する強大な力、この委員会等に加わつて来ておるということも聞いております。今例にあげたような問題は、地方教育委員会

の存続の問題と申すよりも、地方教育委員会なり教育のあり方に対する大きな御批判だと私は思ふのであります。確かにそういう点においては、はたして地方教育委員会がそれから完全に自主権を保つ得る制度であるかどうかについては、さきにも申しましたように、われ／＼はこれを疑問といたしておるのであります。従つてそういう事例が生まれて来ることも、今日の教育行政の國、地方を通ずるあり方、これらの面からなりました場合に、懸念されることは申すまでもないところであります。

○辻委員 よろしうございませう。

○山崎(始)委員 よろしうございませう。

○辻委員 暫時休憩をいたしました。午後二時から再開をいたします。

午後四時四十分休憩

午後二時三十分開議

○辻委員 休憩前に引続き會議を開きます。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、教育公務員特例法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案、国立学校設置法の一部を改正する法律案、公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案、以上五案を一括して議題とし、前会に引続き質疑を続行いたします。

○伊藤(郷)委員 私は、ただいま上程せられました教育四法案につきましても、昨日多少触れてゐるかも知れませんが、お尋ねいたします。その後武佐事件を通じて法案の各条につきまする質疑

をいたしたいと思ひます。

まず第一にお伺ひしたいことは學問の自由についてでございまして、その學問の尊い自由といふものが、この法案の通過によつて脅かされるのかどうかといふことをお尋ねしたいと思ひます。今回の二法案は非常に重要法案といつておられますが、私の手元へは反対とか賛成とかいふような投票が参つていないのでございませう。このことは私という人間、また私の所屬している政党的立場からいたしまして、いかに訴えようとも、投票しようとも、選ぶものではないという理解の上からこういう事情になつておるのかも知れませんが、そういうような事情でございませう。ただしかしながら、今度の法案の適用範囲内である高等学校の職員組合からは若干電報が来るのでございませう。その電報によりまして、學問の自由を縛るものであるから反対であるといふような簡単な電報だけでございませう。一体この法案が通ると學問の自由が縛られるのか、もしそうならばこれはたいへんなことでございませう。また二、三来ておりますもの一つといつたしまして、神戸大学の教育学部の教授会からも声明書が参つておりますが、それにはこのやうなことが書いてある。「大学のように學問研究の自由の伝統のない幼小中高校の教育において、その影響するところ実に甚大であつて、教育者の萎縮、教育界の沈滞を招来し、全国幾千万の児童生徒の自主獨立の精神と、個性豊かな人格の育成を阻害するおそれの懸然たるものがある。」から反対であるといふのでございませう。われ／＼若い往時を顧みまして、その時代の義務教育の諸学校の先

生方は個人的にいろいろの違ひはございまして、義務教育諸学校の先生総体を通じて一つの思想的な偏向とか、政治的な偏向というふうなものはないかと思ふ。あの教育の中立性が守られておたつた当時、はたして義務教育の諸学校にこの教育の内容があるいは現われる面において活気がなかつたかどうか、むしろ教育の中立性の上にこそほんとうの学問の自由の花が開くのではないかとわれ／＼は信ずるのであります。おの／＼個人としていろいろの違ひはございまして、總体といたしましてこの義務教育の学校教育の傾向に中立性がなかつたならば、つまり片寄つた教育が行われたとしたならば、実にその一面の文化といふものは、この声明書の中にあるようにまつたく萎縮した、干からびた、死んだものになると思ふのでございまして、ドイツにおきましてもヒトラーのナチスの時代になりまして哲学界も衰えてしまふ、あるいはソ連におきましてもトルストイあるいはドストイエフスキーとか、いろいろの卓抜した芸術家が出たのでございまして、ソ連にも左翼独裁の政権がございまして、そうして左翼独裁の政治教育が行われましたから、私は芸術の面におきましてソ連は萎縮して来たんだではないかと考えておるのでございまして。よく今度の法案に對しまして言論統制であるとか、思想統制であるとかいふことを申し上げておきますが、これはまつたく逆でありまして、言論統制とか、思想統制といふものは一國の文化を崩壊に導く、そういう点からいたしまして、さればこそ学校教職員は政治的立場に立つてもらつてはならぬ、かように思つておる

のでございまして、文部大臣の御意見はいかがでございましょうか。義務教育と大学教育とは違ひるのでございまして、ある理論大系を探究の結果立てて、それを発表するとか、それを報告するといふことは、私は決して今度の法案によつて押えられたいとは思ひません。この点もお尋ねしたいのでございまして。東大の宗像誠也教授は、純粋な動機から出発した研究の結果がたま／＼ある政党の政策に近いやうなものになつたとしても、それが政治的偏向といふことになるならば教育の研究は上つたりだ、こう言つておりますが、これはまつたくその通りであります。大学においてはそうでございまして、学問といふものは結論を予想して探究しては生れて来ないものでございまして、大学においてはそうでございまして、そのことをただちにまつて義務教育の諸学校の教育においても、こういうことであつては危険が生ずるからといつてこの法案の通過を不利にするやうな言論を飛躍して唱えてゐるのは、まつたくわれ／＼といたしまして、学者の言論として合点の行かないところではございまして。以上まことに簡単ではございしましたが、先ほども申しました通り、この法案が通過すれば学問の自由はなくなる、日本の文化が萎縮してしまふのだ、教育者が萎縮してしまふのだ、こういうやうなことがよく言われ、また相當信じている方々もあるやうでございまして、先ほど申しましたやうに、学問の自由といふものは、むしろそういう個人的主義、思想を持つておつても、義務教育におけるところの教員の立場にあるものといひましては、その子供が将来

どういう傾向に向いて行くかも知れないといふことを考え、子供の魂の將來を尊重したしまして、そういう中立性を守つて行くといふことがむしろわが國に絢爛たる文化の花を咲かすものである、かように考えまして文部大臣の御意見を承りたいのでございまして。
○大達國務大臣 この法律案に對しましてあるいは学問の自由を圧迫するものであるとか、あるいは思想の自由を圧迫するものであるとか、あるいはまた個性のゆたかな人間をつくり上げる上での障害になるものであるといふやうな理由のもとに、反対の議論が今盛んに行われておることは私もよく承知しております。私も承知いたしますと、何ゆゑにこの法律案が学問の、あるいは思想の自由を侵しあるいはまた個性のゆたかな人格をつくり上げる上において障害になるのか、教職員を萎縮させるものであるか、その何ゆゑにといふ点については何も理論上の説明がされておらぬのであります。この法律案はすでにござらんになりますように、非常に片寄つた教育が義務教育学校において行われることを防止する意味において、さうな教育をすべきことを外部から教唆、煽動する者を取締る、こういう趣意であります。義務教育学校において学問の自由とか思想の自由とかいふことはまだいわれるほどのことではないかもしれぬ。しかしながら一方の思想、一方的な考え方を子供に注入して、そうしてその子供がその方向にのみしかものを考えられないやうな子供をつくるというところは、これをその個人にとつては学問の自由、思想の自由といふものが初めから与えられない、こういう結果になるのである

りまして、いわんや個性のゆたかな人間をつくり上げる――一方的なきわめて極端な片寄つた教育が純白の児童に對して施されるということ自体が、これこそ個性をゆがめて、その子供が大きな方向を一方的に方向づけるものであります。これこそ貴重な個性を子供から奪い、子供の大きくなつてからの思想の自由を奪ふところの許すべからざる行為であると思ふのであります。これは何もこの法律があらためてその点を明らかにしたのではないのであります。すでに教育基本法の第八條の第二項においてこの点は教育の根本の問題として掲げられてあることであります。しかるに今日やもすればこの基本法第八條の二項に抵触するがごとき教育が行われておる。これがとりもなおさずその子供の学問の自由あるいはまた個性をゆがめる、こういうことになつておるわけに行かないので、この法律案を提出したわけでありまして、私もから言へば、まつたく世間でこの法律案に對して言われておる非難は逆であると思ふのであります。基本法第八條第二項に抵触するやうな教育を排除し、そして教壇における中立性といふものを維持することは、学問の自由の伸長を阻害するといふが、こういうことはまつたくくつたのないことではあります。なぜ基本法第八條の第二項に對して攻撃を加えないか、この法律は基本法第八條の二項を維持するための法律であります。論者は何ゆゑに基本法第八條第二項の規定こそ思想の自由を侵害する、こう言わないのである

か、私にはまつたくこれは不可解であります。その点については今日たくさん反對論がありますが、理論上何らその点を明確にしての反對ではありません。ただくつを言わずに、この法律は思想の自由を脅かすものである、学問の自由を侵害する、こう言つて、いわば悪声を放つておるにすぎぬ、こういうふうには私は考えております。それから、この法律が出る結果として、大学における学問の研究が間接的にはあるけれども阻害される、こういうことを言う向きがあります。大学教授の方でそういうことを言う。現に今お述べになりました宗像君は、せつかく大学において研究したその成果といふものを発表することができなくなつて、こういう意味においてこれは大学における学問研究といふものにまで悪影響を及ぼすものなり、こういうふう言つておられるやうであります。大学の教授の諸君が學者として学問を研究され、真理を探究せられて、そうしてその得たる思想を発表せられることは、これは一面において教育者たるのやうな任務であります。私はこれを阻害するなといふことは毛頭考えておりません。しかしながら大学の個々の先生方が、自分が考へて到達した思想をもつて、小学校の教育においてその思想一辺倒な教育をせよ、こういうことを言う場合であると思ふならば、これは実に僻上の極であると思ふのであります。その人としては自分の到達した結論こそ真理であるとお考へになるかもしれぬ。しかしながら、そうかといつて義務教育諸学校においてこのりくつだけを教える、はかのりくつは間違つておる、このりくつだけを教

えよということをお自分が言わなければならぬ、それが言えなくなるからこの法律はけしからぬ、もしこういう意味であるとするならば、まことに併上きわまる言い方である、かように存じます。

○伊藤(郷)委員 次に、一昨日から話題に上りました政治的中立性につきまして、私からもお尋ねしたいと思ひます。今日この法案が出ましたところの直接の動機は、わが国の教育が、あるいはまたまじめな教育者が極左の勢力の侵襲にさらされておる、こういうところから出てくるというふうな空気が非常に強かつたのでございしますが、私はもちろんその面を認めることにやぶさかではございません。しかしながらお尋ねしたいのは、この法案にあるところの政治的中立性というものは、左からばかりでなく、右からの侵襲にも日本の教育というものが長きにわたつて既存して行くための中立性でなければならぬ。文部大臣はいかようにお考えになられるかということについてお伺いしたいのでございます。午前中の文部委員会におきまして、同僚の小林進委員が声高く戦争時代を回想せられまして、当時のあの画一的な片寄つた教育がなかつたならばということをお、騒然たる中ではございましたが、言われたように思ひます。私も当時国体の明徴ということが政界において呼ばれ、上は大学から下は小学校に至るまで、この八紘一宇の精神に徹した思想教育が行われたように思つてゐるのでございます。当時、もしまたそれより以前において、今回提案されたような教育の中立性を守るといふ厳然たる法律があつたならば、日本は戦争の

渦中にあつたようにする／＼と巻き込まれることもなかつたであらうし、またいたずらに敗北の中にかたてられることもなかつたと思ひのでありまして、まことに遺憾の情を禁じ得ないのでございます。社会党の諸君にいたしましては、われ／＼がこういうふうにいづれ

の思想的偏向もしりぞけまして、日本の教育を守つて行こう、そして教育者の榮譽を永遠に確保して行こうという熱望をくみとつてほしいと思ひます。われ／＼今日政府与党ではござい

ますが、今日の混乱した政局の中にあつて、いつ野に下るかかわからぬのでございします。われ／＼の党による、あるいはわれ／＼の考え方によるところの権力教育を押しつけるために、一方的に中立性のわくをはめて押えて行くといふような急は毛頭ないのである。自由党のためであるとか、再軍備をしてい

わゆる古い意味の日本に後進を導く、そういう思想の浸透のためであるとかいふことは決してない。われわれは真の日本の文化国家建設のために教育の中立性が今こそ必要である、かように考へてゐるのでございします。文部大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○大達國務大臣 この法律案に対する耳やかましい反対論は、これがいわゆる反動教育をもつて国民に臨まんとするものであるとか、あるいは自由党の考え方を子供に過ぎ込もうとするものであるとか、さらにはなほだしきに至つてはMSA受入れ態勢のためであるとか、ロバートソンに言われたからこしらへたろうとか、これはまつたくある案をいふに非難であります。この法律

に自由党に反対した社会党左派に賛成する教育と書いてあります。この名前には書いてないよ」と呼び、その他発言する者多し。それをわざ／＼というふうにつけて、わけのわからぬ悪言を放つておるのであります。この法律案は右であらうが左であらうが、いづれにも片寄つてはならぬといふことを言つてゐる。だれが左に片寄る場合のみを言つておられますか。

○辻委員 静肅に願ひます。○大達國務大臣 右にも左にも片寄つてはならぬといふことを言つてゐる。これくらいはつきりしてゐることはな

い。○伊藤(郷)委員 次はしば／＼繰返された問題であります。私はふだん質問をいたしませんので、文部大臣にあらためて平和の理念内容について御質問したいと思ひます。平和の理念こそは人類三千年来から求め求めて来たところの最も人類の高い理想でございまして、プラトンとかカントとか、例をあげるまでもなく、常に長くこれを求めて来て、今日まだ地上にこの平和は実現されない、まことに道は遠いのでございします。われ／＼は一つ／＼

お互いの真心を積み重ねて、そうして初めて地上に平和の目が近づく、かように信じておるのでございしますが、みずから平和を叫んで、そして他人の立場を断固排撃して闘争を続けてやまないというふうな暗い陰鬱なことは、私は地上に平和ををもたらす正しい行き方ではないと思ひます。しかしそれは今さらに議論をいたしません、この平和につきましては、望むものは平和

でありまして、無装備、無防備の平和論もあるし、自由中立の平和論もあり、あるいは再軍備の平和論もあつたり／＼いたすのであります。また野党の人におしかりを受けるが、私今まで見たことがございせん、山口日記というのを二、三日前に拝見いたしました、その論法が実に片寄つてゐるのに驚嘆いたしましたのでござい

ます。こういうことが書いてございします。「今の日本の資本家や政治家の中には、この憲法を改正しようといふ人は、この憲法を改正しようといふ人はありますが、改正して戦争ができるようにしようと思つてゐるというふう

に、ただちに飛躍して子供に臨むことは私は行き過ぎであらうと思ひます。あるいは「人民は働ける国がよいと考えていたのですが、南鮮の李承晩はこれに反対し、アメリカの助けを受けて何度も北鮮を攻めましたが、いつも破られていきました。これなども必ず南鮮が侵入したという自分かつての判断、きめ方の上に立論されてゐるのでござい

まして、義務教育を受けてゐる若き輩に対して臨む教育者の態度としては、私は公平を欠いてゐると思ひのでございしますが、文部大臣の所見はどうでございしますか。またもつと痛憤にたえないのは、工場を持つてゐる資本家が、安いお金で労働者を使つて、自分のふところを肥やしたり、安い米の値段にして農民を苦しめたりしてゐる資本主義とは、連は反対だといふことが書いてある。資本主義だつて／＼悪い面もございしますが、労働協同とか、あ

るいは人間の努力を認めたり、いろいろいい面がある。そういうことを一切無視して、ただ単にこういうものであるとして掲げまして、そうしてこれら

のことをすべて含めまして、これに反対する勢力は平和勢力である、このソ連こそ平和勢力である、こういうふう

に児童の魂に浸透して行こうといふことは、私はまことにおそろべきことであると思ひます。日ソ不可侵条約を破棄いたしまして、満洲に侵入したのはいづれ

の国であつたか、あるいはまたこの間毎日新聞の夕刊の記事だと思ひました

が、軍人には罪がありまして、罪なきその家族、女、子供を加へまして四十数名、みな国に帰ることができな

く、恥をかきよりはいふことで自殺してゐる、こういう記事を見まして、私は民族の一人といたしまして憤激を心から覚えたものでございします。かくのごときことをしてゐるところのソ連をたな上げたいまして、これが平和

勢力である、こういう行き方はどうか。私は義務教育の先生というものは説教をするものではない、知識を広く教えるものだと思ひます。宗教家は信念を説くはい、あるいは大学の教授は真理を叫ぶもよいであらう。しかし

しいやしくも吸取紙のような純真な子供に対して片寄つた平和教育をするといふことは、私は許しがたいことだと思ひのであります。子供と同じく自分もまたともに学びつたところの学徒であるといふ謙虚な態度で臨むことこそ、私は義務教育諸学校の先生の方ではないかと思ひますが、文部大臣はいかようにお考えですか。

○大達國務大臣 初めのお尋ねであります。平和を愛し平和を喜ぶ、こう

の犬であるということを警官に對して言つておるこのことはいでしよう。しかし生徒を前に並べまして、この売国奴の顔を見よとか、あるいは暴漢に對してくわをもつて臨み石を投げろというようにして教唆しておる。こういう言動は私はまづたく教員として行き過ぎだと思ふ。大体この杉原教官の学校内外における政治活動の実態はどうであつたかと申しますと——私の申し上げますのは公平委員会における速記であるいはテープ・レコーダーを通じて申しておるのでございます。たぐさんの証人から聞いております。共產党でなければ国民の味方にならない。野坂氏や徳田氏でなければ日本を救ふことはできない。そういうりつばなをなぞして放しておるのか、あるいはお前の父親は共產党でりつばなものだ。お前の父

新は共産党であるか。北朝鮮は共産党に傾かないからお前はいけないと言つてなぐられた生徒があります。その生徒は今、青年になっております。あるいはまたもう、せい号が三原山にぶつかつて墜落いたしましたときには、こういうことを言つておる。板本町事件には少額しか見舞金をくれなかつたのに五万円もやつておる。それは金持が乗つてゐるからであるというように、片方は公共企業体であるというようなのは一切言わないで、そういう階級意識を植へつけておる。あるいはこういうことを言つてゐる。朝鮮の休戦会議は、ソ連が会議のじやまをするのではなくて、米国が長びかせて日本に基地をつくるためだ。こういうことを救済や英語の時間に教室で話したということとでございます。あるいは北海道の

でなければ御存じでないかもしれませんが、白鳥警部事件というのが札幌にございまして。北大の手入れをした白鳥警部が自轎車に乗つているとき、夜うしろから来て殺された。その白鳥警部の殺されるのはあたりませんでした。殺されても大して同情する人はいないのだというふうなことも生徒の前で、放課後でございしますが言うております。つづり方指導などもまったく行き過ぎであつた。たぐさんの宣伝文を自分で印刷して生徒や部落にまいてゐる。本人みづからアカハタを生徒に渡し、あるいはまた部落の人にも渡してゐる。学芸会のごときも学芸会と言わずに、平和祭と申しまして、アカハタに掲載されておるとか申しますが、私はあまりアカハタは読んでおりませんが、山城物語というふうな劇を好んで演出をする。あるいは前進座が中標津に参りますと、午前中に授業を打切つて、三十町もある上武佐駅まで生徒を引率して、それから汽車に乗つて鶴岡をさせておる。映画でも「きけわだつみのこえ」というようなものでなければ絶対に見せに行かせない。こういうふうな徹底した政治教育でございします。さらにこの政治教育を通り越しまして、私が義憤にたえないことは、有志や自分に対して反対しておる父兄の子供に対しては、心身ともに圧迫を加えた。ただ精神的でなく、体にも圧迫を加えた。星喜八という生徒は十数回なぐられて、それまでは記憶があるが、あとは意識不明で昏倒しておる。あるいはまた父兄会副会長清原の父はたぬきで、お前も子だぬきだ。前から見ればずるいからわからないが、うしろから見れば尾が見えるのだからわからないとい

うように精神的な打撃を与えた。そのためにこの生徒は、とうとうこの武佐中学における耐えられなくなり親戚が岩見沢におりますので、その岩見沢の豊中中学に転校したような始末でございします。また修学旅行なども徹底しておりましたが、そのうち九名だけ引率して札幌に行つておる。この年はこの先生の思想動向がおもしろくないために、この杉原教官をまじえまして、父兄はこの打合せをなし、杉原教官も了承しておつたにかかわらず、九名を連れて行つておる。その九名のうち三名は、六名が先生について行くというので上武佐駅まで見送りに来たのを、親の了解もなしにむりやりに札幌に連れて行つておるのであります。しかも九名の生徒に対して、伊藤信子という女教員と杉原教官ともう一人まだ発令になつていないところの吉田清正という三人が行つておる。同時に北海道教育委員会事務局の規定する三泊四日までは届出なくてもいいが、四泊五日以上は届出なければならぬという規定を無視して、修学旅行に連れて行つておる。そしてどうしたかというところ、生徒を北大の会場に連れて行つて、そこではもうすでにこの武佐事件の真相というパンフレットが用意せられたり、生徒が武佐事件の真相ということについてむりに発言せられたりしておる。これはまったくうそではないのでございまして、発令されないで引率に行つたところの吉田清正という青年が証言をしておるのであります。なお七月十八日には杉原春夫は、さらに札幌に出かけまして、大山郁夫の歓迎会に行

つて、武佐事件の真相を演説しておる。あるいはこの杉原教員に影響を受けた伊藤信子という女教員は、五月十九日に根室の北映座に参りまして、前進座の都合を借りて、武佐事件の真相を發表したり、あるいは八月六日には伊藤信子が札幌に行きまして、平和反戦大演説会に出席して演説し、日本共産党員杉原も演説をしておるのであります。これに對しまして関係機関の処置はどうであつたかと申しますと、こういう言辭に深き憂いをした地元民は、第一回は町長が根室に参りまして、道教育委員会の根室事務局長富岡忠義氏にこういふ教員を処置してくれというのを申し立てるのでございしますが、簡単にそういう事実はないと言つて断つております。第二回目に参つたところが、今度は調べると言つて約束してゐる。第三回目に中標津町の佐藤善平という町議会議長が行つたところが、そういうひどいことがあるなら、それじや調べようといつて調べたところが、まったくそれと間違いない、今度は何とかする、こう言つてゐるのでございします。しかしまことに奇怪なことは、そう言つた次の日に、北海道教育委員会の根室事務局局長は網走の事務局長に転任してゐる。自分が処置すると言つていながら、そうしてあしたもう出発することがわかつていながら、それを秘匿して、ただ善処を促して出発をしたというふうなわけで、まことに疑惑が中標津町において今日持たれておる。しかし結局杉原、伊藤の両教員は二十七年の八月十五日に退職処分せられたことは間違いない。しかしながら退職したのではございしますが、今日私

が申し上げるのは、いまだにこの事件のあとがくすぶつておりました。中標津町の平和を害し、町民に非常な迷惑をかけているとございします。それは北海道教員組合——北教組と申しますが、北教組の黒島副執行委員長と大石組組長が最初は代理人として、その後代理人はかわりまして、山沢組組長とかあるいは星野、小笠原書記次長とか、あとはしばしばかわるのでございしますが、これらの人々が杉原の代理人となつて町の公平委員会に提訴して、すでにこの十一月に至るまでに五回開いておりましたが、一々完全速記を要求せられまして、全部テープ・レコーダーに収めてありますので、非常な出費が重なつて町は困つております。また退職したとはいながら、杉原たちは今日なお学校の当直室に住まいしておりましたので、新たに町は住宅をつくらなければならなかつた、こういうわけで迷惑を与えられております。これに對しまして北教組は、全国五十万の教員組合の総力をあげてあくまで闘うのだ、こういうことを絶叫しておるようでございします。このようにこの事件が長引いた理由は一体どこから来ておるのであるかというところ、それは北教組の圧力が道教育委員会にかかつてゐるからである。あるいはまた根室の事務局長富岡忠義氏も、先ほど申しましたような事情によりまして、これらの考え方、これらの行動を幾らかでもかばいたというふうな動向にあつたと見られた、こういう点が遅れた原因だらうと思ふ。さらに大事なことは、中共からこの武佐事件の闘争資金として七十四万円送られて来

たということが、杉原の証言に出てゐるようでございしますが、非常に彼ら力を付けたといふことでございします。うわさではございしますが、この七十四万円はまだ全部使つておらないで、今日中標津の北海道拓殖銀行の支店に貯金してあるといふことが、町内のうわさになつておつたのでございします。以上武佐事件の報告を私は終つたのでございしますが、そこで文部大臣にお尋ねいたしたい第一番目は、地教委をどうするかといふことでございします。午前の委員会におきまして、地教委の任意設置の法案が野党から提案せられて、非常な活気を呈したのでございしますが、この任意設置といふことは勢い地教委の廃止といふことになり、また辻原委員たちは、結局は地方教育委員会の廃止といふことが自分たちの教育上の考え方だといふことを申されたのでございしますが、この事件を通じて見ましても、もしこの中標津といふところの事態をよく把握しておつたところの地教委が中標津に——當時は地教委のなかつたところでありましたが、あつたとしたならば、約二年間にわたつて、こんなわかり切つたことを長く引きつづつて、町民に暗黒な気持を与えなくともやつたらうと思ふ。地方教育委員会があつて初めて目が届くから、こういう問題が片づけられると思ふのでございしますが、この地方教育委員会の制度に對しまして、任意設置であるとか廃止であるとかいふようなことを折々聞くといふことは、非常に動搖を与えておるのでございまして、この際文部大臣は地教委存続の声明をせられますかどうか、その強い声明があつて初めて今回上程せられてゐるところの

として十分にその機能を発揮せられるようにしたいというので、来年度の予

算におきましてもその意味において種子算の要求をしたのでありますが、これは残念ながら実現するに至りませんでした。ただ強化という意味でありますが、文部大臣あるいはその他の役所でこれを指揮監督するということは私は考えておらなかったものであります。地方教育委員会制度自体の持つ性格から、具体的に申しますと、国民の直接選挙によつて選出せられて、教育の運営に当る、その特殊な地位から考えて、これは指揮監督に服すべき筋合いのものではないと考えております。独立して自分の見識を持つて活動し何ものもおそれるところなくその機能が発揮されることを希望するのであります。今日のごとく教育委員会が、ややもすれば他の不当な影響力のもとに支配されておるかのごとき観を

星しておることは、はなはだ遺憾でありますので、そういう意味においてこれを育成強化したい、かように考えておる次第であります。

○伊藤(郷)委員 次のお尋ねは、ちよつとこみ入つておるかと思いますが、この武佐事件に送られた金は、中共の国民救援会から日教組を通じて中樞津の武佐中学に闘争資金として届いておるといいたしますと、これと第二の法案についての関係をお尋ねしたいと思うのでございます。この金は中共の国民救援会の金でございますが、日教組が中樞津へ送つてよしました。それは教唆、煽動になると思うのですが、その着いたときは、一昨年の八月十五

日に退職になつておるのでございますから、杉原は学校の先生ではない、学

隙でありません。その点が立証されていなければただ本人が乱暴なことをしてむちやををした、こういうことに当然なりません。従つてこの法律ができません、かりにそういう事件があれば、やはり最終にとられた、本人を懲戒処分の対象にした、こういうことしかできませんと思うのであります。

それから金を送つたから云々ということではありますが、私は一体この北海道の武佐中学の事件を特に重大に考える——なるほどそれは大勢おる教員の中でありますから、共産黨員もおるうし、また場合によつては氣遣いもおるかも知れませんが、これはやむを得ないことであります。ただ私が特に注意しなければならぬと考えることは、この事件についてたゞいま御指摘になりま

したように、北海道の道教組がこの訴訟に関係をして、道教組が訴訟の代理人として、役員の交迭のあるたびにまた入れかわり立ちかわり訴訟代理人としてこれに関係をしておる。要するに役員をしておつた個人としての道教組に、道教組の役員としてこの訴訟に、道教組の役員となつておる、この点が一点。それからその本人なりあるいは伊東と

いう女の先生が住居を立ちのかないのは、道教組の指令によつてどうかなのだろうか、こういうことを判事の前で明言をしておるといふような点、それから道教組が全国五十万の教職員の総力をあはせて闘う、こういうようなことを、これは一片の豪語であるかもしれないけれども、さようなことを言つておける、こういう点はきわめて注意すべきである。ただ日本のどこかにとんでもない考え違いの、狂人に近い先生が、たま／＼おつたというだけでは済まされ

は起ちぬと思います。

ぬと考へております。

つたりして、鼻血が出て人事不省に陥

○辻委員長 竹尾式君。

つた、こういうことなのでありますから、もし厳密に言うならば、これは暴行傷害の罪に問われてもしかたがない。またよく調べてみれば、この人のしたことは、これは普通の人間のすることではないのですから、この人のしたことを一々いゆる法律の鏡に照して調べてみれば、いろ／＼な点でひつかかるかもしれません。ひつかかるかもしれぬが、これは山口県日記の場合と違つて、これはまったく偶然というか特異な事例であると思ひます。従つてどこかの学校において教育の域を飛び越えて暴力までも振うというような教唆扇動が行われているということになれば、これはまた別の問題になります。この武佐事件によつてこの法律を修正していただくかぬようにお願いしたい。

○伊藤委員 それでは最後に次のことを強調して終りたいと思ひます。これを大臣はばかだと申したり、氣遣いだと申しますが、それは必ずしもわからないでしよう。しかしこのようなかくも強烈な徹底した態度もない共産主義運動者があるいはまた教育者としてばかりでなく、生徒を殴打したり、又不法引率したり、不法出張したりして教師として、人間として見ましても価値のない者、そうして平和なあの一帯に毒害を流している、かくのごとき人、これを知りつつ、あくまで暴力をあけて闘うと言つて絶叫しているのですから、あくまで擁護するのだとしたら、日教組、その下部組織であるところの北教組というものは、一体いかなるものであるか、私は感概を込めて、この痛憤と怒りを残して私の質問を終らうと思ひます。

○大達國務大臣 日教組内における共産グループの活動が、日教組自身に影響を及ぼすか、それをどの程度で規制するかということでありますが、これは私も私としては日教組がさうな一部極端な連中に影響されるというようなことがなしに、慎重に、そういう扇動に乗ることなしにその本務に進んでもらいたい、こういうことをいつも熱望しておるのであります。ただしからば、何か行政的あるいは立法的手段によつてそれを規制して行こう、こういうことになる、これは教育に直接影響を及ぼす面におきましてはこのたびの措置をいたしたのであります。ただ教員の個人々々に対して共産党が働きかけをするということ自身は、それだけでは取締るとか規制するとかいう道はないと思つております。これは日教組の執行部といひますか、幹部の諸君、それから組合員全体の良識と自重にまたなければならぬ、私はそう思ひます。しかし、日教組内における共産党のグループ活動をしている人は、これはまた教員の立場を持つておるのであります。でありますから、これらの人が共産党の党勢を拡張しようという政治的な目的をもつて日教組に働きかける場合に、その方法のいかんによつては、これが国立学校職員である場合には、当然それによつて規制されるはずであります。それから公立学校の職員であつても、このたびの法律案が成立すれば、その点はやはりこの教育公務員特例法の一部改正法律によりまして規制を受けるはずである、こう思ひます。

○竹尾委員 長官に一緒にひとつ御答弁をお願いいたしますが、ただいまの大臣の御答弁によりますと、具体的にこうだ、ああたというところまでは少しむづかしいような点もあるかと思ひますが、これは治安維持の立場から、警察としてやはり取締るべきものは取締らなければならぬと思つております。先ほど新聞をにぎわしたところの思想調査のごときも、静岡県の隊長がわび状を入れたなどという新聞が出ておりますが、私の考えでは、あれはおそらく間違ひであつて、やはり隊長としては隊長の治安維持等々の立場からあの行動に出たのだ、こう解釈いたしますが、その点につきましても国警長官にあわせて御答弁をお願いいたします。

○斎藤委員 政府委員、まずあの方の御質問からお答えしたいと思ひますが、現在日本共産党の活動は、終局において暴力によつて革命を達成するという方針に基いてあらゆる活動をしておるわけでありまして、しかし現在の段階で取締れますのは、これが被防法にひつかかつて団体規制を受けるとか、あるいは被防法によつて処罰をされるという場合以外、ほとんど一般刑法によりまして、御承知のように、一昨年あたり盛んにやりました街頭火焔びんのような事件であるとか、そういった騒擾あるいは集団暴行とか、何らか刑法に触れるというものでないかと取締れないのであります。従いましてわれ／＼といたしましては、とにかく暴力を否定をしない、むしろその暴力の組織と内容を強化をして行こうという段階に對しましては、常にその勢力の拡張の様相というものを治安の必要上知つておく必要がありましますので、そういう意味で内偵調査をいたしておりますが、これがただいま申し上げまするやうに現在の法律に触れない以上は、警察としては取締りの方法がないのでございます。

それから第一点の御質問の日教組内部における共産党のグループ活動の態様でございますが、詳細はこの資料によつて御承知をいただきましたと思つてございまして、共産党がその勢力を各職場あるいは地域にいかにして拡大させて行くかというその方途の一番典型的なものは、共産党の細胞をもとにいたしまして、そうしてその職場なりその地域なりのグループ活動によつて、あるいは党員の獲得あるいは党勢の拡張をはかつて行くというのが公式的なやり方でありまして、従いまして、日教組内におきましても、共産党がその勢力を伸ばして行こうという活動の場、目標としておいてありますことは当然のことでございます。現在あるいは学校の中に共産党員であるところの細胞が中心になりまして、そこにグループ活動を強力に推進めつたある状況でございます。このグループ活動を指導いたしますものといひましては、共産党の組織内に労働組合に対するグループの指導をする総合指導部といふものがございまして、その中央の総合指導部のものに日教組の中央グループ指導部というものも設けてございまして、そして先ほど申しました日教組内のグループは、各県あるいは教員をまとめた地方に一つの団体組織をつくつていまして、共産党の直接のグループ指導部に地方グループ指導部、あるいは府県グループ指導部といふものを設けて、各段階におけるグループの幹部を指導し、全体のグループを指導するというやり方をいたしておるのであります。そうして全国におきまして

は、このグループの全国会議を開き、あるいは地方においては各地方のグループ会議、府県のグループ会議というものを開きまして、このグループ指導部による指導によつて、当該地方の当該グループは、一体どういふような方針で日教組内において勢力を拡大し、あるいは共産教育を推し進めて行くか、どういふ教育の内容をどういふ方法によつてやうて行くことによつて、共産党の目的とする教育を普及させることができるかという研究をし、その方針をきめる、また各地において実験をしたその成果を持ち寄つて報告をし、検討して行くことをいたしてあります。これがグループ活動の大体の骨組みだと考えます。あと御質問によりましてお答えいたします。

○竹尾委員 ただいまお聞きした点だけを考へても、非常に共産党の日教組内に根をおろしておる組織というものは恐るべきものである。このままに放置しておいたならば、どういふ事態が惹起されるか、非常に私どもはおそれをなしております。そこでお尋ねいたしますが、今グループ活動というそうした活動は、長官がおつしやられましてこの共産党の日教組に対する働きかけの模様、形である、こういうふうにとつていいと思ひますけれども、そういう様相、形に対しては、現行法は取締る法規はない、こうおつしやるのでございましょうか。

○斎藤(男)政府委員 さようでございませう。ただいまのその様相のもとにおきましては取締る法規は何らございせん。

○竹尾委員 日教組内に存在する今の

グループというのは大体どのくらいございませうか。

○斎藤(男)政府委員 この具体的数字の確認は非常にむづかしいございませう。われ／＼昨年の夏ごろまでに確認をしていふと考へますのは、黨員として数百人、それからこれに同調する強いシンパが二、三千名と考へておりますが、われ／＼の調査能力の及ばない点があります。また調査方法も非常に制限されておりますから、大体これで全体だろうという確信は持てません。全体の一部ではなからうかと考へております。

○竹尾委員 今長官のお答えになられた二、三千というのは日教組内におきまして正式の共産黨員を入れてということとございませうか。それからこの二、三千は大体指導的役割を演じていると思ひますが、おもだつた指導者の名前等は調査が行き届いておりませうか。

○斎藤(男)政府委員 中核の黨員、細胞と見なされる者が数百名、これに強固同調している者が二、三千名、かように申し上げました。

○竹尾委員 その黨員の身分の調査とか名前とか、いろいろのそういうものは調査されておりましたか。

○斎藤(男)政府委員 それはちよつと申し上げかねます。

○竹尾委員 それはよろしゅうございませう。そこで今度は大臣にお尋ねするのですが、ただいまこういふわれ／＼から見ればおそれるべき共産主義運動が、子供を教える数十万の団体の中に食い込んでいふ、食い込みつつある、しかもます／＼これがはげしくなると考へな

ければなりません。それを取締る法律が警察関係としては何らないのだとこうおつしやられますが、今度のこの提案になつた法律は、この行き過ぎをため直すといふことでありますから、そういう運動の様相が現われて来た場合には、今度通過するであろうと法律によつて取締りを受ける、こういうふうな解釈でございましょうか。これは大臣にひとつ御答弁願ひます。

○大達國務大臣 その日教組内における共産グループ活動そのものを規制するといふことは、この法律ではできません。ただその共産グループで結論を出して、そうして共産教育と申しますか、日本の義務教育諸学校における教育をこういうふうに進めて行きたい、こういう結論を出してそれを進めようとしておるようでありませう。それが日教組なり共産教育なり、そういう組織を通じて具体的に義務教育諸学校に向つて働きかけて来る場合、その一番最後のところだけを、この法律で押さえる、こういうわけでありませう。その途中までのところは今斎藤長官の言われまじの法律がございまして、またこの法律がございまして、そこまでは手が届かぬわけでありませう。

○竹尾委員 非常に心細いのですが、いろいろ／＼お尋ねもありませんが、私はきようはこの程度で終ります。

○野原委員 伊藤委員の御質問に関連いたしまして大臣に二、三お尋ねいたしたいと思ひます。いずれ二法案に關しましては、その本質なり、あるいはこの法律の持つておるねらい等について、私は十分な質問をいたしたいのでございませうが、本日は伊藤委員の質問に対する関連でありませう。

伊藤委員の御質問で、日教組が片寄つた教育をやつたといふことを、たとえば北海道における事例等をおあげになられて、いろいろ／＼質問をされたのでございませうが、昨日の文部委員会におきまして、私も大臣に対して偏向教育の事例を出してもらいたいと思ひ上げましたところ、ここにさつそくこういうプリントをいたしたわけでありませう。そこでお尋ねをいたしますのが、偏向教育の事例として出されまじたこのプリントにある事柄だけが、今の文部省が把握しておるもの、いわゆる教組と申しませうか、あるいは現場の教員と申しませうか、あるいはそのものが教育をやつておることだ、これだけに尽きる、このように考へてよろしゅうございませうか。

○大達國務大臣 そこに差上げましたのは二部ありますが、これが私どものところで、一応情報としてとりまゝめた比較的正確であらうと思はれるものであります。もちろん各学校においでどういふことが行われておるかといふことは、これは実際わかりません。これは私どもの方で、大体正確と考へられるものをそこに出したのでありませう。これで全部であつてほかにはないといふことは、もちろん言えないのであります。ほかにもたくさんあるかも知れませんが、私の考へでは、ほかにも非常にあり得ると思つております。

○野原委員 ほかにあり得るといふことは、おつしやるのでございませうけれども、今の段階で文部省としては、ここに集めておるこの事例がほぼ正確だ、こう考へて出したものである、これでよろしゅうございませう。このように受取つて、よろしいですね。

○大達國務大臣 大体その通りであります。ただほかにはないといふことは私は少しも断言しません。これはわからないのですから、おそくはほかにもたくさんあるだらうと思ひ、こういうことを念のためにつけ加えておきます。

○野原委員 ほかにあるとすれば、私どもは全体の偏向事例を要求したのでございませうから、出してもらわなければ困るのですけれども、しかしながらプリントに出されたものが、今日の段階においては把握されたものである、このように了解いたしましたして次のお尋ねを申し上げます。こういうふうな偏向教育の事例という、実に詳細な、綿密な調査は、今日文部省はどういふ方法でどういふ調査をおやりになられるものか、お伺ひいたします。

○大達國務大臣 そこにはあまり詳細には出していません。概要だけをそれに書いておるのであります。これは、資料の提出を非常にお急ぎになつたようでありませうから、実は一応とりまゝめまして、昼夜兼行で原稿をつくつたのであります。この調査の方法と申しますが、これはいろいろ／＼であります。教育委員会の方に聞いたものもありませうし、文部省から直接伺ひて行つて、現地について実例を調べたものもありませう。その端緒となつたものは、各地の新聞等に報ぜられた事例等に基づいて、教育委員会その他の関係方面から調べていただいたものが多いのであります。もちろん確実で、どういふ方法だといふことは、一律な方法ではありませう。あるいはわれ／＼の方に、そういう情報を持つて来てくれた人もあります。これはいろいろ／＼であります。

憲政会の昔から今日までにあつたかどうか、御所見を伺いたい。

○大達國務大臣 そういふことがあつたかどうかは、私は調べておりませんから知りません。

○野原委員 ともでもない御答弁です。実は、最近こういうものが、自由党報でございまして、自由党という特定の政党が、教職員の政治活動をなせ制限せねばならぬかというふうな表の見出し、裏には、あぶない、あぶないの子供、日教組の無差別爆撃計画、こういうふうな新聞を印刷して、数百万枚学校の組織を通じて全国にPTAにまかれたという事実を、あなたは知らないとおつしやるのですか。

○大達國務大臣 憲政史上そういうことがあつたか、かつたかという質問だから、それは知らないと言つた。自由党の方でそのビラをまかれたことは、私も承知しております。あなたの質問が、昔からそういうことがあつたか、かつたか、こういう話だから知らないと言つたのであります。また近い実例をいいますと、日教組というものは、これは政敵であるかないか、おのずから議論がありましよう。しかし日教組がやはり同様の法律に反する宣伝ビラあるいはパンフレット様のものを盛んに学校の先生を通じて、PTA、全国にわたつて流しておる、こういうこともあります。昔からそういうことがあつたか、なかつたかというから、それは知らないと言つたのであります。

○野原委員 憲政史上ということを巧みに休をかかれたのでありますけれども、憲政史上という言葉を日本の教育史上と改めても一緒なのです。自由

党という政党が、こういうふうなビラを最近数百万枚流したのです。これは大臣も参議院その他において御質問を受けておりますから、よくおわかりのことと思ひます。そこで私はお尋ねしたいのですけれども、ある特定の政党が、こういうふうなビラを学校の組織を通じてPTAへ流すということは、教育基本法第八條第二項に抵触するお考えになりませんか。

○大達國務大臣 教育基本法には抵触するわけはありません。

○野原委員 教育基本法には抵触しない、こうおつしやるわけですか。——その点の事由は十分の込み込みませんけれども、それではお尋ねいたします。教育公務員特例法という法案を今この会議に出されておるのです。この特例法の改正案が成立した場合にこれは抵触しないでしょうか。

○大達國務大臣 抵触いたしません。これは教材として配つたのではないのです。PTAの方へ配つてくれと言つたのです。学校の教室へこれをもち込んで、これに基いて教育をしるということとはどこにもありません。それはまた見当違いであります。八條の二項、特にこの法律においては、特定の政党を支持し、または反対する、こういうことに限定してある。従つてそれがすぐどこにこの政党を支持するといふものではあります。そういうふうには私は思ひます。これは文章をお読みになればすぐわかります。

○野原委員 それでは私はあまりこまごましたことはお尋ねしたくなかつたのであります。しかし重要な点でございまして、ここでお尋ねいたしたい。大臣は教育公務員特例法の改正法

案が成立した場合にも抵触はしないと思はれるのでございまして、教育公務員特例法のあの改正案文を讀んでおりますと、国家公務員の例によると書かれておるのでございませう。国家公務員の例によるということになれば、人事院規則が適用されると私は思ひます。ございまして、それでも抵触しないとおしやられますか。

○大達國務大臣 ちよつと私考え違ひをしておりまして、「あやまれ」と呼ぶ者あり。あやまる必要はない。

○辻委員 不規則な発言は御注意ください。

○大達國務大臣 教唆煽動といふものにはかからない、こういうことを申し上げたのであります。あなたの御質問が、基本法の八條の二項に抵触するかどうか、ここから出たのであります。それから、私はそういうふうな思つた。それは続き合ひから行けば、当然中立性を確保する法律、その方へ結びつかなければならぬ。くつてですから、そういう意味に私は考えて御答弁を申し上げたわけでありまして。

そこで今の問題になります。これは人事院規則に、特定の政党を支持し、または反対する目的とか、それから選挙において特定の候補者を支持し、または反対する目的というように目的が限定してあります。だからこれを一口に言つて、党勢振張のため、あるいは選挙運動のため、特定の内閣を云々、つまり内閣の支持もしくは倒閣、それからあるいは決定した政策の実施妨害とか、こういういろいろ政治目的といふものが並べてあります。そしてその目的をもつて一定の行為をした場合にこれに該当する、こういう

ことになりまして、今のような場合はこれに該当するかしらないかということになると、私は大体的な点です。に該当しないと思ひますが、それは実際の各個の場合について、その実情を見なければ判定はなかつて、むづかしいと考えます。

○野原委員 実情を見なければわからないといふのでございまして、あるいは抵触する場合もある、このような御答弁だと思ひます。この点は私はあらためて人事院規則その他について幾多の疑問がございしますから、規則の第六項第七号を讀み上げてみますと、「政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配付し又はこれらの行為を援助すること。」この場合は懲役三年、罰金十万円といふものがひつかるわけ。大臣はこの第五項に政治的目的といふものがあるから、政治的目的がなかつたならいじやないかと言われ、それが学校の広報が学校に流され、それが校長に入る。校長は職員の手を通じてこれがPTAに配付されたといふしたならば、これは明らか第六項の第七号に抵触するではありませんか。それでも人事院規則に抵触しないとおつしやるのですか、いかがですか、御答弁願ひたい。

○大達國務大臣 人事院規則につきましては、私が有権的な解釈をする立場ではありませんが、しかし先生が人事院規則に書いてあるような目的をもつて編集、配付あるいはこれらの行為を援助するといふことであれば、これは入る場合があると思ひます。ただこれは私としてはそれ／＼の実際の

場合について、たとえばどういふ方法で配付したか、あるいは中身も見ないで頼まれたから配つたというふうな、それ／＼の場合がありますから、それ／＼の場合について判定しなければ、ただそれが配られたということだけでは判定ができません。こういうことを申し上げたのであります。人事院規則そのものについては、これは御承知の通り人事院規則といふものは……（発言する者あり、聴取不能）これは内閣総理大臣がこれを……（発言する者あり、聴取不能）人事院がつくつたのであります。それ／＼の有権的な解釈は、私としては差控えなければならぬ、こういうことです。

【発言する者あり】

○辻委員 閣下質問ならお許ししますが、不規則な発言はお察し願ひいたします。ちよつと委員の皆さんにお願いいたします。大事な重要な発言でございしますから、速記の完全を期したいと思ひますので、正規の質疑応答の際にはどうかお静かに願ひます。

○野原委員 人事院規則は人事院がつくつたかどうかというのを私に聞いておるのではない。——よろしいですか。教育公務員特例法の改正案によりまして、人事院規則を適用するといふことをあなたは改正案として出して、「例による」といふ言葉を出しておる。しかもかくのごとき二十項目に近い疑義のあるものをこの改正案では打ち出されないう「例による」といふように簡単に片づけられておるか、この点について私は問題があると思つて、ほんの一端だけ質問をしたのです。ところがあなたの今の御答弁では、今日の教育基本法の第八條第二項

す。それを言っているのです。(五人あろうと十人あろうといじやないか)と呼ぶ者あり)五人や十人いじやないか、そういうのではないのだ、そういう問題を究明しないならば、何がゆえにきき国警長官を呼んだんだか。従つて私ははつきりした党員の数、名前をはつきりしてください、こう言っているのです。

○斎藤(男)政府委員 この日教組内のグループ活動についてという資料は、これはさきに参議院の文部委員会での方に資料要求がありました。それでまとめて出したわけでありました。あれは参議院の高田なほ子委員から請求がありましたので、それで私の方はまとめてお出ししました。その資料でございませう。

○坂田(道)委員 国警長官に対してはつかく……

〔発言する者多く、議場騒然〕

○辻委員長 委員長は公平にやつております。必ずしも発言を求める順序ばかりではありません。公平にやつております。坂田君に発言を許しました。

○坂田(道)委員 日本共産党に中央グループ指導部の機関誌といたしまして教育戦線というものが出ておることを、この前の参議院の公安調査庁長官の答弁にも、また国警長官の答弁にもありました。あるいは教育労働者という機関誌があるという発言があつたのでありますが、この点は事実でございませう。

○斎藤(男)政府委員 教育戦線の点は私は衆議院の本会議でも申し上げたかと思つておりますが、これは日教組中央グループ指導部から出しておる秘密機関誌であります。われ／＼入手する

のに非常に困難をきわめる機関誌であります。また教育労働者は、これは日教組の全国教育労働者統一委員会、これも地下組織であります。それによつて発行されている秘密機関誌であります。

○坂田(道)委員 その第八号に「党の拡大と強化について」という項目がありまして「われ／＼同志徳田書記長に導かれる中央の限らない信頼の下に固く団結し思想的組織の一切の欠陥を克服するため、1、党内教育方針に従つて学習運動をすすめるに革命的な覚悟をもちたてる。2、党員を徹底的にふやし、各学校に細胞を確立する。3、細胞をきそに学校G指導部を確立する。4、G指導部はG機関誌を定期的に発行する。」ということが書いてあるようにございませう。さらに第十二号におきましては、これは各都道府県G指導部に対するものであるようにございませうが、「日の丸、君ヶ代」という項で「天皇制軍国主義のシンボルであつてこれはいけなない、日の丸や君ヶ代を国旗国歌として扱うことにはあくまで抵抗し、米日反動が今日までおしつけてきた政治的意図をバクロし、此の旗と歌の歴史を教え「反米反吉田反再軍備の国民的統一行動」と「平和政府樹立」の必要と重要性を教職員並びに学生、生徒、児童や父兄、国民大衆に明かにし、民族解放民主統一戦線の強化と拡大に役立てねばならぬ」といふようなことを書いて、非常に下部組織に對して、共産党の日教組内における一つの地位を確保せんとし、また彼らの考へておられます学校の自主管理、それからたゞいま申しました反吉田、反再軍備、反米といふ

ようなことを生徒、児童に教えるべく教唆扇動しておると思ふのでございませう。またある材料によりますと「民族の解放と平和を目指す学校の自主管理」という中で「学内、地域の統一戦線を強め、反戦、平和、反ファシズム、独立に向つて学内の授業、行事等の一切の運営を教師と学生、生徒児童と父兄の手で自主的に管理する権力を作り上げてゆかねばならぬ」とあるいはまた「学生、生徒、児童の自由活動を最大限に發揮すること。軍国主義に反対し、民族の独立と平和を求める自主的活動(自治会活動、サークル活動、行動自衛隊)」といふようなわれわれから考へますならば、非常に恐ろしい一つの考へ方でもつて、あの日教組の膨大な組織を通じてこれを教材とし、あるいはその子供の生活を通じて浸透させておるように思ふのでございませうが、国警長官はさういふことに対しては日教組内に対して共産党の一つの考へ方、国民戦線統一の一つの考へ方、あるいは学校自主管理の考へ方、あるいは君ヶ代なり国旗といふものを廃止しなければならぬといふような考へ方を植へつけようとしておるといふ事実はお認めになりますかどうか、はつきり御答弁していただきます。

○斎藤(男)政府委員 ただいま述べになりましたような事柄は先ほど申しました教育戦線とか、あるいは教育労働者という秘密機関紙なり、また先ほど申しました全国グループ会議とか、あるいは地方グループ会議、県教組グループ会議といふところで論議をいたしておられます。その点は間違ひがございませう。私の方で教育戦線等のもの

で入手をいたしておりますものにつきまして、もし必要がございしますならば資料として提供いたしますもよろしうございませう。

○坂田(道)委員 もう一点斎藤長官にお伺いしておきたいのは、日教組内のお伺いする統一委員会、統一派といふのは、共産党と断定できるかどうかは存じませんが、少なくともこういふ共産党を受入れるところの一つの容共的な傾向を持った人々たちであるといふふうにお伺いしますが、教が何人あるのか、統一派といふ問題は別といたしまして、統一派といふものは容共的な人々たちのたゞいま申しました共産党のグループ運動を受入れる一つのものであるといふふうにお考えであるかどうか、その点をひとつお伺いしておきます。

○斎藤(男)政府委員 この統一委員会方式は、御承知のように各労働組合の中に共産党がいかに自己の勢力を伸張させて行くか、さうしてその労働組合を自己の主張の通りに動かすように下から突き上げて行くかといふ組織形態でありまして、この統一委員会の中心は共産党の細田グループが中心になりまして、さうしてこれに同調する人々たちをもつて構成して行くといふのがあらゆる場合におけるやり方でありませう。日教組の中においても同様でございませう。

○坂田(道)委員 日本共産党の内部の機関紙に書いてあることで、昨年の三月と十二月を比べてグループの確立が急速に伸び、いわゆる共産党の勢力も伸びて、質が高まつて来た。あるいは学校の自主管理の方向が実践を通じて

確認された。あるいは教員が労働同盟の結節点であることが、実践を通じてつかみ得るところまで来たといふふうな反省をいたしておるようでございませうが、い／＼調べてみた結果、たとえば京都の旭丘中学校におきましては、資料にもありますように、ほとんど共産党の一つの実践が行われておるようになつておるようでございませう。さういふ一つのことを共産党が指示し、さうしてそのグループ活動が学校にいつて行く、そしてまたその学校が自主管理を、たとえば旭丘中学みたいに行われる、さうしてたとえその生徒たちは、この共産党が指示してありますような反吉田、反米、あるいは反再軍備、あるいはまた日の丸に対して反対である、あるいは国歌を歌うことに抵抗をする、それから皇太子あるいは天皇、さういふものを侮辱する、こ

ういつた一連の關係が学校内に現われて来たといふ場合においては、これは明らかに私は教唆扇動といふことに當てはまると思ふのでありますが、この点につきまして文部大臣の御答弁を煩わしたいのでございませう。

○大達國務大臣 旭丘中学校における教育の実情は、私は明らかに共産党を支持させるに足る教育である、かように思ひます。ただそれが外部からの団体を通じて、あるいは学校外の教員のグループ、さういふものの働きかけとして、これが教唆扇動されておるといふ事実があれば、私はこのいわゆる第二の法案に該当するものである、かように考へております。ただつけ加えて申し上げますのは、私は決して先ほどからお話がありました日教組そのものを

確認された。あるいは教員が労働同盟の結節点であることが、実践を通じてつかみ得るところまで来たといふふうな反省をいたしておるようでございませうが、い／＼調べてみた結果、たとえば京都の旭丘中学校におきましては、資料にもありますように、ほとんど共産党の一つの実践が行われておるようになつておるようでございませう。さういふ一つのことを共産党が指示し、さうしてそのグループ活動が学校にいつて行く、そしてまたその学校が自主管理を、たとえば旭丘中学みたいに行われる、さうしてたとえその生徒たちは、この共産党が指示してありますような反吉田、反米、あるいは反再軍備、あるいはまた日の丸に対して反対である、あるいは国歌を歌うことに抵抗をする、それから皇太子あるいは天皇、さういふものを侮辱する、こ

赤だというような断定はしておらぬのであります。さような意味のことは、この席においても申した覚えはないのであります。ただ私が常に残念に思いますことは、だん／＼明らかになつて参りましたように、とにかく共産党というものが相当隠微の間に日教組というものが影響を与えている。それで日教組の諸君がそれを知つておつてその方向へ動いておられるならば、これは何をか言わんやであります。しかし知らずに隠微の間にこの共産党の働きかけに乗ぜられて、自然にその線で動いておるといふことであれば、私は日本の全教職員の諸君のためにも、また日本の教員のためにも、まことに痛嘆にたえない。この点日教組自身が十分にさいにその点を検討せられて、そうして反省を加えられ、日本の教育を守るために真に学校の先生の団体として、あるべき姿において健全なる発達を期せられる、こういうことを切に希望しております。

○坂田(道)委員 私は国警長官並びに公安調査庁長官に対する質問を留保いたしまして、このくらいにとどめます。

○辻委員長 辻原君。

○辻原委員 簡単に国警長官に、二点お伺いしておきたいのであります。が、最初に、この出された資料について、一応共産党のグループ活動についての資料だといふことで提示されておるのであります。先ほど山崎委員から指摘のありましたように、私もこの程度の資料はかえつて非常に漢として、われ／＼の判断するに足る資料であるといふふうには受取りがたいのであります。と申しますのは、先ほどか

らだん／＼の論議の中で、主たる論議の争点というものは、共産党の活動の真態がどうであるかということに主眼点が置かれておるようであります。あたかもこの共産党の活動と日教組の組織活動が軌を一にして、その間まつた日教組が共産党の指導方針に基いて、その職員組合としての活動あるいは労働組合としての活動を行つておるかのとき印象でもつて話をせられておる向きがあるのを、私は非常に遺憾とするところであります。

そこで私が申し上げたいのは、質問の要点的第一は、国警長官が把握せられておるところで、——私は共産党の活動は、今日の段階において、合法政党である以上、その活動のあることを否定することは本来間違ひだと思ふ。あることが今日の段階においては一つの政党として当然である。それをどういふふうになつて／＼が扱つかは、それ／＼の政党は政党としてのそれ／＼の立場においてこれをやるのであつて、従つて日教組の中に、日教組の一つの組織活動としてそういうふうな活動が存在するといふふうにも、国警長官のお話は受け取れぬのであります。が、そういうふうにお考えになつておられるのかどうか、私は重要な委員会において、国民に誤解を与えようとする方でもつて、いずれの場合を問わず、この種の論議を重ねて行くことは大いなる間違ひであると思ふので、国警長官は今日提示された資料並びに先ほどから説明のあつた点について、日教組との関連において、あなたはどのよういふふうに把握されておられるのか、その点をひとつ明確にしておいていただきたい。

○斎藤(昇)政府委員 まずこの資料をお出しいたしましたのは、先ほども申しますように、参議院の文部委員会が高田委員からの御要求がありましたから、それでは私の方でさしつかえのない程度でお出ししたしようというわけであつて、お出ししたわけでありまして、私はこの資料を出して、この法案を有利にならしめようということは考へておりません。その点は誤解のないようにお願いいたします。

そこで私もいたしましては、この資料によつてどう判断をなされようと、これを皆さんに自由に御判断をいただきたい。もしこの資料が間違つておれば、ここは間違つておるといふことをお教えいただきたい、かように私は思ひます。

それからこの日教組内におけるグループ活動、あるいは統一委員会活動といふものと、日教組そのものの活動についてどう思ふかというお尋ねだと思います。私からこの日教組自身の活動、あるいは日教組自身で定められた活動方針、綱領といふものが、この日教組のグループ指導部の指導方針といふものとだけ近寄つて似ておるかといふことをあげることはどうかと思ひます。が、先ほどから申しておりますように、グループ活動なり統一委員会活動といふものは、共産党の隠密活動、地下活動、秘密活動でございませう。日教組自身が定められた活動といふものは日教組の活動でありまして、これは別個のものだと思つておりませう。しかしその両者の活動がどの程度近寄つておるか、これは日教組の行動方針とかいふ／＼なものをおきめになつておられますから、それとあわせ

て御検討をいただきたいと考えます。

○辻原委員 はい、もう少し具体的に御聞きいたします。共産党のグループ活動、これは共産党は党として活動をやつておるのであります。従つてこれは単に日教組のみならず、先ほど国警長官の答弁の中にもありました、労働組合に対しては、あらゆる労働組合に対してそれ／＼の党勢拡張の意味においてその働きかけは当然なされるであらう。あるいはその他の階層に対してもなされるであらう。しかしそのことといふゆる日教組が共産党の活動方針を支持して云々といふような印象とは別個の問題であります。この点は私は明確にしておきます。

そこで私は重ねてお聞きしたいのであります。が、国警長官は現在少くともこの種の資料は御持ちになつておると私は思ひますけれども、その点は、そういう外部からの働きかけは、自由党であつても、社会党であつても、共産党であつてもおやりなされるでしょう。それ／＼い／＼な立場においてこれはやられると私は思ふ。しかしそのことと、組織自体がその方針を支持し、その一つの指導原理によつてやるということはこれは別個である。その点の分明は、私はい／＼な角度において判断できると思ふ。そこであなたにお聞きしたいのは、今ここに日教組のグループがたゞさんあるといふこのことだけを、この資料を、かりにこの種の問題について白紙である人が持つて帰つて判断したとするならば、おそらく日教組のそれ／＼の機関、これを執行する立場にある者たちが、そのグループであるといふふうな直接的な

結びつけをすくにいたすに相違ないと思ふのであります。そしてここで今お持ちになつておられるあなたの資料によつて、まず第一にあなたの方はよくさういふふうには——私は国警長官はさうに申したとは言いませんけれども、ときたま聞くのであります。が、日教組の上層部は赤であるといふふうなことをときたま言われる。そこで赤であるといふ限りにおいては、それは私はそれらの指導者が共産党員であるといふことを意味しているのだらうと思ひますが、この執行部の中に共産党員があるのかないのか、その点をひとつ明確にお聞きしたい。同時に、各府県における指導階級といふものには共産党員がほゞ何名あるか。あなたはその点について、おそろ／＼の種の調査を出される以上は、そのくらの調査はやつておられると思ふが、ひとつ日教組の執行部の中に何名共産党員があるか、その点について明らかにしていただきたい。

○斎藤(昇)政府委員 治安の必要上さういつた情勢を絶えず把握をしておるのであります。これを全部はだかでお申し上げることがはたして適當であるかどうかといふことを考へておるのであります。そこでたとへば中央執行部に何人と申し上げれば、大体この中央執行部の人数は非常に少い、そうすると、そこで特定されて参ります。従つて、そういう意味において、どこに何名、大体総体として何名がどのくらいといふことはわれ／＼はさしつかえないと思ひますが、あまり狭いところでは何名と、こう申し上げることはいか／＼であらうかと思ひますので、差控へさせていただきますと思ひます。

○辻原委員 そういうことはおかしい。これが非合法の政体であり、非合法活動をしているなら、確かにそれは国警長官の言うこともよくわかる。かつての治安維持法下におけるところの場合の問題であれば、それはそういうことも答弁になるかもしれない。しかし今日共産党は合法政体である、これは共産党をきらいであるとか、すぎであるとかいう問題は別に、そのこととはだれしも否定できないと思う。そのうすると、かりに私があいつは社会党員だと言われたつて決して私の人権を無視するものでも何でもありません。むしろ私はそれを誇りにいたします。むしろ同じであつて、その中にだれが共産党員であると言つたつて、何でそれが人権の蹂躪ですか。まして、このことは今日法規の上で届け出ておるじやないか。共産党員は、それ／＼所属する者は党籍を明らかに届け出ることになつておるじやないか。〔それじや日教組も届け出たらどうか〕と呼ぶ者あり。長官は責任があるから尋ねておるのだ。

〔答弁の必要はない〕と呼び、その他発言する者あり。○辻原委員 御静粛に願います。○斎藤(昇)政府委員 御承知のように現在は届出制度は私はなくなくなつておる、こう考へております。しかしながら共産党員の中で党員として登録されておる人、あるいは登録されておるけれども、秘密党員として所属されておる人、いろいろあることは御承知の通りと考へております。共産党の方で発表されておる党員と、あるいはそうでなく、共産党に所属されておるけれども、しかしこれはもう秘密党員として

てやつておられるというものは、これはやはり党員だと考へておるのであります。そこでこの人は党員だろつというこゝたになりまふと、これは秘密党員というやうなこともありますから、これは党員であるとかないとかよけいな波紋を起しまして、私はよろしくない、かように考へております。

○辻原委員 これはしつこいようでありますけれども、先ほど二、三百名であるとか二、三千名であるとか、いろいろな答弁の資料が出てきて、とりよいかんによつてはそういう誤解を招くから、委員会の審議を的確に進める意味において、その種のことは、当然やはり治安維持という建前に立つて、おそろくこういふものを——この中にはいろいろ書いてありますが、やられておるのだらうと思ひます。そうであれば、その点を明らかにすることが本日われ／＼が国警長官をここに呼んだ趣旨もそれで通ずるのである、このことが明らかにされなければ、私はおそろくあなた方を除いた一般の国民も、その点に対する的確な判断ができないと思ひます。〔わかつておることを聞くな〕と呼ぶ者あり。わかつておることを聞かないというのならば——君らは君らで調べて当然わかつておるのだらうが、それをおれは聞いておるんだ。

○辻原委員 辻原委員、今の御質問ならば何度お聞きになつても同じだと思ひます。○辻原委員 私はこの際ちよつと角度をかえて国警長官にお伺ひいたしまふ。それはわれ／＼が委員会の審議あるいは国会議員という立場において、この点について、いかなる立場において、またいかなる機会においてこれをお尋ねしても、それについては答へられないというのか、その点を国警長官から明確に承つておきたい。〔言う必要はない〕と呼ぶ者あり。この席において言われなければ言われないでよろしい。しかしいかなる方法において、また国会議員という立場において、そのことについてどういう手段方法をとらうと、まただれに對して、そのことだけは言わぬ、こういふふうに仰せになるのか。その点をひとつ参考までに承つておきたい。本日言わなければ言わぬでよろしい。

○斎藤(昇)政府委員 私ただいまといふたしましては申し上げない方がよろしからう、かように考へております。○辻原委員 その点につきましては、本日は言われたいといふことでありますので、適当な手段方法をもつて国警長官からわれ／＼は調査をいたすであらうまい。〔笑聲〕

をいたしてあります。これを前提に置きまして国警長官にお伺ひいたします。が、まず思想調査の事実をあなたは知つておられるかどうか。ここであなが逃げられないやうに、私は一本くぎを押しておきますが、思想調査というものは、警官がどういふ応答態度でもつてしようとも、その教職員あるいは生徒をつかまえて、やつてゐる教育内容あるいは教育研究等について追究したり、正式にその回答を求めたりしたことを意味してゐる。従つてそういう事実について、あなたは先般をういうことではないといふやうな答弁を、たしか本会議でやられておつたやうに私はかすかに覚えておりますが、その点についていまだにそういう事実はないといふやうにお考えになつておられるのか、承知いたしておられるのか、その点をまず承つておきたい。

○斎藤(昇)政府委員 私は警察官が思想調査をやつておるという報告は受けておるやうです。またわれ／＼の方からいふやうな思想調査をしてみたらどういふやうなことを言つたこともございせん、かように信じております。○辻原委員 先ほど話が出ておりましたが、静岡において、これは大新聞が書いておりましたので明らかであるうと思ひます。が、国警隊長が思想調査の事実を認めて、それに対して遺憾であつたといふ陳謝をしておりますが、これが陳謝であつたかどうかということは知らないけれども、ともかくその事実があつたといふことを認めておる。このことについてあなたは知つておられるかどうか。また現地に行かつて、そういうことを国警自身として

は調査をしたり、あるいはその後の報告を求められたり、そうした点について自主的に静岡の国警本部長から報告があつたかつかつたか、この点についてお伺ひしておきます。

○斎藤(昇)政府委員 静岡の問題は新聞に出ましたので、さつそくこれはまた国会で問題になると考へまして、どういふ状況であつたかといふことを聞きまして、ただいま仰せになりましたやうに、ある地区署において、この村から教研大会に何人出られましてかといふことを聞いた事実、私は報告を受けております。しかしこれは別に思想調査という意味でやつたのではななくて、おそろくその地区署の警察官が最近法案が出るとかで、教研大会にどのくらい行かれたのであらうかといふ軽い気持で聞いたのであらう。大体駐在巡査とか、あるいは署の方にあります。まして管内においてどういふことが起つてゐる、どういふ状態だといふことを絶えず知つておりたいといふ考えから、何の考えもなしに聞いたことであらう、私はそう思ふのであります。しかしながら最近警察官が教員とものを言つと、思想調査をした、こういふ報告をされる。そういう状況であるから、特に教員とものを言ふときには相当考へなければならぬといふことを十分徹底させています。私は悪い意味で申してゐるのではありません。警察官から何か聞かれたといふやうなことになる、何か妙な感じを第三者から教員の人から持たれるかもしれない。そういう迷惑を起してはいけないから、そういうことのないやうにといふことは十分注意をいたしておるのであります。従ひまして私は各地方では、学校

の中でどういふ教科内容が教授されて
いるかというようなことを、根拠り葉
掘り、たゞいとおつしやいましたよう
に、何か職権をもつて回答を迫つた
り、あるいは正式に回答をさせとい
うような態度で聞くというようなこ
とは、これは考えられないことだと考
えております。

○辻原委員 やり方がどうであつたか
は別問題といたしまして、思想調査と
いう概念の範疇に少くとも入る——警
察官のやり方はいふ／＼あるであら
う。最も巧妙な警察官は、あたかも
その調査をしておらないがごとく、
そつてその事実を察知することが、
警察官としては手腕力量があるとい
ふうに一般も考え、私もそうだろうと
思う。だから従つて強引にひつぱつて
行つたり、あるいは無理な尋問をし
てやること以外のものでもあつて
も、少くともその目的をもつてやる限
りにおいて、これは思想調査と考えざ
るを得ないのであります。従つて静岡
におけるその種の調査はあつたとい
うことを一応国警長官はお認めにな
る。

さらにその他の問題については、こ
れはあまり大きく新聞等にはとらえら
れておらないので、あるいはそれは知
らないといふふうにお答えになるかも
わからないが、われ／＼は今後これら
の問題をも含んで、七日から調査に出
かけるのであります。そこで私たち
ははたしてそのことがわれ／＼の報
告——いふ／＼あつちこつちで情報そ
の他報告をもらつたことが、はたして
信憑性を持つておるものか、あるいは
その種のことはあまりやつておらな
い、事実がないと言われるあなたの方

主張が正しかつたかどうか、このこと
について直接われ／＼が把握をして参
りたいと考えておるが、そこでもし私
たちが現在知つておると同じ事実が現
地において起つておる。すなわち警察
官が思想調査をやつて、教員に対してそ
の目的をもつて調査をやつて正式にそ
の回答を求めた、あるいは学校にやつて
来てその種のことを特定の教員に対し
てやつたり、また特定の生徒に対して
そういうような調査をやつたりした事
実がもし現れたとするならば、先ほ
ど言つたように、先般法務大臣が警官
の思想調査は不適当である、こういう
ふうによつておるが、国警長官として
は、その事実がありとするならば、あ
なたはどういふふうによつてこれらの問題に
ついて処理されるか。そういう場合
であつて、そこまで目が届かないか
ら、われ／＼には責任がない、こうい
うふうによつておられるか、その程度のもの
はさしつかえないとおつしやるのか、
その点を私は後日の参考のために承
つておきたい。

○斎藤(男)政府委員 私も実際問題に
ついて十分真相を御調査をいたした
い、そうしてわれ／＼の今後の教養に
資したいと考えております。もしあつ
た場合はどうするかというお尋ねで
ございますが、これはわれ／＼のふだ
んの教養があるいは不徹底であつた
いうことに起因するかも知れません
ので、その事態々々に応じまして、適
当の処置をするとして申し上げるしか
ないかと考へております。御承知のよ
うに、各地方におきましては、各府県
の公安委員会あるいは市町村の警察に
おいては市町村の公安委員会が、それぞ

れ責任を持つて運営しておられるわけ
であります。しかしながらわれ／＼中
央におきましても教養の責任がござい
ます。その責任がどういふわけでも不徹
底であつたかというふうな事実関係を
十分調べまして、そうしてそれに即応
する措置をするとして申し上げるしか
ないと思ひます。

○辻原委員 最後に一点。事実上即応
して善処されるということを受つたの
であります。そこで善処の方法に
はいろ／＼あると思ひます。ここで
事実上即応のすることをお尋ねするこ
とはやばであると思ひますので、どう
するかというふうなことはお尋ねいた
しませんけれども、しかしながら善処す
るという限り、その種のものは警察と
しては不適当であるということをお認
めになつた上での話であるかと考へ
るが、その通りであるかどうか、最後
に私は念を押しておきたいと思ひま
す。

いま一つは、善処される場合に、よ
く反省をいたしまして……さうな
ことでは私は非人権に関する問題は済
まされたいと思ひます。従つて少くとも
その事実があつて不適当であるとい
う前提を持ち善処されるという限りは、
各管内の警察官に対しては、その種の
調査については不適当である旨、ある
いは今後この種の取扱ひに対しては、
今私が申し上げましたように、不適当
であるという前提に立つての通達を流
されるとき、あるいはいひひの場合にお
いては、その警官に対して、警察官の
分限としても、これは基本的な人権に
関する問題であるから、当然何らかの
行政的な措置があつてしかるべきだと
私は思ふが、そういう方法をも含んで

あなたは善処されるというふうにお答
えになつたかどうか、この点を重ね
て承つておきたいと思ひます。

○斎藤(男)政府委員 善処と申しま
す中にはいろ／＼ございします。ピン
キリまでやり方がございしますので、事
態に即応した措置をとると申し上げる
よりはかた、かように考へます。な
おまた御承知のように、今の警察法で
は私らの力で善処のできる範囲、そ
うでない範囲といふ／＼ございします
から、そういう点もお含みおきをいた
したいと思ひます。

○辻原委員 第一の点がはつきりし
ない。私が申し上げたのは、善処する
という場合においては、当然思想調査は
警察官としては今日やれないという建
前に立つて、それは不適当であるとい
うことを前提にしてやられるものと私
は考へます。その通りではないか、こ
う私は質問申し上げたのである。それ
を事態に即応してじやわからぬ。い
いか悪いかの判断はこれは当然つくは
ずだ。もしあなたがいか悪いかの判断
も、その事態を見てということなら
ば、それは思想調査といふものがない
場合もあり悪い場合もあるということ
になるのである。さうなことは私は
おかしいと思ふ。その点について、か
りに共産党員であつても、警察官が今
日思想調査をする権限は持つていない
と思ふ。持つていないならば、法的根拠
を長官は示してもらいたい。

○斎藤(男)政府委員 思想調査はよく
ないといふことは、私もたび／＼申し
上げておりますし、そういうことはや
るべきでないといふことをかへ／＼言
つておるわけでありまして、いまさら
こゝで申し上げる必要もないと思ひま
す。

たから、申し上げませんでした。お
つしやる通りの前提に立つて思想調査
は警察官としてやるべきでない、こ
ういふ前提に立つて物事を判断して
おるのであります。

○辻委員 長 この際お諮りしたい
ことがございします。義務教育諸学
校における教育の政治的中立の確保に
関する法律案、教育公務員特例法の一
部を改正する法律案の二案に關する本
委員会の公聴会につきましては、先刻
議長の承認がありました。理事各位の
申合せに従ひ、公聴会の日は三月十三
日午前十時よりとし、意見を聞くこと
とする案件は、義務教育諸学校にお
ける教育の政治的中立の確保に關する
法律案、教育公務員特例法の一部を
改正する法律案の一部を改正する法
律案についてとすることに御異議あり
ませんか。

○辻委員 長 御異議ないものと認
めま
す。

それでは次の報告書を議長に提出
することにいたします。

- 一、公聴会を開く報告者
 - 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案（内閣提出第四〇号）
 - 教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第四一號）
 - 一、意見を聞く問題
 - 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案について
 - 一、公聴会の日時
- 昭和二十九年三月十三日 午前十

律案を審議した上において非常に参考になるのである。判断の正確を期する一つの資料になるのである。こういう意味からしつこく要求をいたしておるのであります。たゞ、竹尾委員から、あなたのお氣持のいかんによつたらひとつ出していただき、というふうなお話がありました。私はぜひお出し願ひたい、かように思ふのであります。しつこいようでありますが、重ねて國警長官の意見をお聞かせ願ひたいのであります。

○斎藤(昇)政府委員 ただいまの御意見はまことにごもつともだとは存じますが、しかしこれらの人たちは、すべて、何といひますか地下活動、隠密活動でやつておられるわけでありまして、ですから共産黨員だと名乗つて、あるいは自分は共産党の日教組内におけるグルーブだということを宣言してはやつておられない。しかしこれも活動の自由、思想の自由でありますから、その人とは何の何がしというのを申し上げることは、これは何らかの法規によるものならば格別、そうでなければ私はやはり人権を傷つけるんじゃないか。ことに今日共産教育をやつたつていいじゃないかという方もあります。よう、ありましようが、一般的にはそれは困るという人が多い。それであるからこそ私は隠密活動をされるのだと思ひます。このいろ／＼なグルーブ會議に集まつたり、いろ／＼なことをされるのも、きわめて秘密な方法で集まり、秘密な方法で會議を持たれるのでありますから、そういうものを暴露してもいいんだ、そしてこれを發表していいのだと、いうような法律でもできれば別ですが、そうでない限り、やはり

り私らの警察の立場からはこれを申し上げることはいいかであるか、かうに考へておるのであります。

○原田委員 ただいま國警長官から答弁がありました。私は竹尾さんの質問、山崎さんの質問に觸れて、できたらその共産黨員の氏名を、きょうは出さないと云われるなら、社会党左派の方々が聞きたいとおつしやるなら、何らかの形で教へてあげていただいたらいんじやないか。このきよういたしたい資料の中の三十九ページに「一九五三年の回顧」として「……このより上り四月選挙の闘いで更に大きく發展し、日政連日教組三役の頑迷な左社一辺倒の議會主義はいたるところで組合員の批判をよび、いくつもの単組や支部でははつきりと打破された。……統一をもちつた京都では、自主管理になつた上桂中学校、悪徳校長をおいだした七条第二校をはじめとする地域とむすびついた実力闘争がすすんだ。……これが「一九五三年の回顧」として言われた。そして最後の四十三ページには、「中央委員会の成果と欠陥——とり組むべき問題点」として、「今度の第三十二回中央委員

会で、「統一委員会が統一と團結の政策を訴へた成果と欠陥は次のようにまとめられた。

1、闘いに起つてあたり敵と味方の力の度合をよく見比べ長期の闘いをくまなければならぬこと。

2、何よりも統一と團結が大切であるということ。

以上の二点についてはズバリ受け入れられた。

日教組の中央委員会で統一委員会の政策がこれほど大きな影響を与えたことはなかつた。ある中央委員は、「これほど氣持のよい會議はかつてなかつた」と述懐し統一委員会の政策を前面にかかげて発言した京都代表に、見しなれ他県の代表が握手をもとめてきた。山梨の中央委員に「あなた方と一緒に行動できてよかつたです」というと、「やあ、どうもあなた方に引きよせられた感じがすよ」と答へたという。くりかえししよにやろうという

ことなんですよといつても、引きよせられた感じがすよと答へたという。従來の慣行だつた執行部案おしつけの形式的議事進行のワタは、危険を前にした統一と團結の要求を前になすことをしらなかつた。執行部自体もそれをさけてきた。

特徴的なのは組合の力のよわいおくれた県の代表が發言し、考えさせる問題を次々と日教組全体の問題として投げかけたことだ。

會議は、組合活動をすすめる味方の力をつよめてゆくために、大衆の自発的行動をもり上げてゆくために、眞の障礙がどこにあるかを話し合う方向へと一歩をふみだした。

これは日教組にとつては画期的な成果である。組合がほんものの組合になろうとして脱皮しはじめたのである。『こ

ういうぐあいに書いて出しておりました。これは今辻原君がうそばかりだと言われるけれども、共産党の統一委員会の方では、この成果をこいうぐあいに書いて出しておるのです。われわれが見ますと、これはグルーブ活動を通じて日教組の活動に溶け込んで行つて、何とかして日教組の組織を共産党

でとつてしまおうという力が、今や日教組の中に一線を画したと言つていゝところの左派の諸君よりも、上まわろうとしておる事態であると考へておる。國警長官が先ほど竹尾さんに言われた答弁に間違いがないか。もう一度念を押して聞いておきたい。

○斎藤(昇)政府委員 たび／＼申し上げておりますように、あるいはここで御審議の便宜のため、わかつておる名前をみな申し上げる方が御便宜になるかもしれないと思ひます。しかし私どもはいたしましては、治安の必要上このやうな情勢を把握して、いざ革命とまで行かなくても、相當の擾亂が起るといふやうなときに備へるためにやつておるのであります。そういう資料を一人の迷惑になつたりすることまでかまわないで發表することは、方針として誠に慎んでおるのであります。

従ひまして、治安機關の持つていゝやうな個人の氏名に関する問題は、法律等によつて定められるものでなければ言わないといふことを確立いたしました。またその方針でおきますので、便宜主義で、その方がこの場合便宜であるといふことで申し上げることは、將來の私どもの調査活動を不健全なものにするおそれがありますので、この原則はどこまでも守らしていただきたいと思ひます。

○小林(進)委員 関連して……。斎藤國警長官にお伺ひしたいのであります。先ほどから共産党の問題に對して論争が行われてゐるのであります。が、先ほどのお言葉の中に、日教組五十万組合員の中で、数万名の共産黨員が、われ／＼は五十万名の教職員の中のわずかに数百名の共産黨員の問題

を論じておるのでありますが、そのお話を承つておきますと、これはまさに千分の一にも及ばないわずかな数字だが、この数字が問題なんでありまして、この千分の一にも満たないわずかの数字を資料にして、自由党の反動政府と反動の文部大臣は、また日本の教育を逆転せしめるやうな反動立法を今つくつてゐるのであります。従つてあなた方今ここで証言せられるその千分の一か二千分の一に満たない少数の共産黨員といふことが、まさにわが日本の教育と文化を大きく逆転せしめるやうな重大な資料を今あなたはこの証言提供してゐるのでありますから、その發言はしごく慎重であり、しかも緻密でなければならぬと思ふ。にもかかわらず、先ほどあなた日教組五十万の組合員の中に、共産黨員が何名おるか、数百名おるといふ。数百名などというのは、權威ある國警長官の立場としては、私は非常に不信きわまる粗雑な態度であると思ふ。再び数百名とは何ぞと聞き直したら数百名といへば人間常識で五百名から六百名、六百名から七百名の間だといふ。そんな失敬な話がありますか。そんな不誠意な答弁がありますか。今その数字が、日本の教育がどうなるかという根柢に横たわる重大な問題である。彼らはそのわずかな数字を、唯一の錦の旗を持つたがごとくにそれを掲げて日本の教育を反動化し、自由党の政策の前に叩頭低身をして、また同一の教育に邁進するやうなあやまつた教育を行おうとする。今その数字を明確にお示しを願ひたい。

○斎藤(昇)政府委員 数百名と申しましたのは、われ／＼の方で確認してお

る

る

る

る

るものが数百名でございます、かように申しました。従つて確認されなくとも、かどのくらいあるか、これはよくわかりません。そこで数百名という責任のない数字だとおっしゃいましたが、私としては大体の傾向を言つておきますので、時々細々聞きまして、そのうすると六、七百人程度だとか、数百名だなどというように覚えておりましたので、それで御答弁申し上げました。確實な数字をどうしても御必要であれば、数字はうちに帰ればすぐわかりますから、お出しいたします。ここで私は何百何十何名という数字を持つておりませんが、私の記憶として数百名、これに間違いないと考えておるのであります。

○小林(進)委員 その数字はわれ／＼が今二法案を論ずる基本になる重大問題でありますから、長官からその数字を即刻提出されるように、委員長においておとりはかりをお願いしたいと思います。

○辻委員長 承知いたしました。

○小林(進)委員 次に長官にお尋ねしたいのは、いやくも日教組と称する五十万の教員は、各町村の地域社会において、PTAとその住民の監視の中で、いわゆるガラス張りの中において教育を行つておるのであります。その教育の仕方が悪ければ、長官あるいは警察が思想調査を行われない前に、住民の信頼を失ひ、父兄の信頼を失うのである。教員みづからがその土地で教育をなし得ない立場に追い込まれるのです。あなたも都合や料理屋でいろいろ話をされることあるだろう。けれどもあの教職員の生活だけは、暮れても起きても全部が住民の監視の中にあ

る。思想さえも云々されるという批判の中に投げ出されている。その五十万の教職員が、数百名の共産党員によつて一体どれだけの影響力を受けているか。一体どれだけの共産党に引きまわされておられるか。あなたはお考えになるか。それをひとつ伺いたい。

○斎藤(昇)政府委員 私どももいたしましては、学校の教授内容がどうかという点、どういう授業をしているかという点には関心をもちません。先ほど申しましたように、共産党の一端として地下活動をしておる人がどのくらいあるか、いざというときに共産党と同時に立つ人がどのくらいあるかという点を調べておるわけでありまして、従いまして、ここに申し出た資料も、先ほど申しました共産党の秘密機関紙というふうなものとか、あるいはそういう秘密会合に集まつた人とか、そういうものを中心にして調べておるのであります。具体的にその人は自分の教壇へ帰つてどんな教育をしておるか、そんなことは関係がございせん。そこで共産教育をしよう、あるいはここで右翼教育をしよう、私の方は現実はどうしておられるかというところは関係いたしませんから、そういうものは調べておりません。

○小林(進)委員 それではお伺いしますが、これは先ほどから出ているように、自由党から共産党までは憲法で認められた合法政党だ。それに共産党があるのはあたりまえだ。それは共産党には反対でございます。すきじやございせん。私は特に反共を明確にしておりませんけれども、日本の憲法の上に思想の自由は認められておる。共産党が正

党の唯一の目的はテラクト活動、組織活動であります。自由党だつて組織活動をやつております。われ／＼社会党右派も組織活動をやつております。党員の主たる任務は、党勢の拡張を以て以外にわれ／＼党員の任務はないのであります。あなた方は特に共産党なるがゆゑに特別に思想調査をされたのか、自由党やわれ／＼社会党と同等の比重において調査されたのか、願くばこの日教組の中に自由党員が何名おるか、ひとつお知らせ願いたいと思ひます。

○斎藤(昇)政府委員 たゞ／＼申しておりますように、私どもは共産党活動で非常に関心をもちておりますのは、共産党が議会主義を否定して、そして社会革命は暴力によつてやるより道がないのだということをつきり宣言しております。少くともこれを否定されない。私は先日川上委員からも抗議を申し込まれました。そのときも私は申し上げたのです。もしあなたたちが共産党としてはそういう暴力革命ということは自分たちは否定して、あるいは軍事組織、軍事活動というふうなものについて／＼な秘密指令が出ている、秘密組織をつくつておる、あるいは自分たちの関知しないものである、だからあつてもいいのは共産党を攪乱するためにそういう指令を流しておるのだというのを全員の党員にはつきりわかるようにされるならば、私としては非常に肩の荷が軽くなると思つておる。共産党の観点からいたしておるのではありません。共産党のやつておるもの、隠密活動、秘密活動というものはまことに至れり尽せりの方法でその組織を

守り、そして活動しておられるのであります。自由党あるいは社会党もやはり暴力を肯定して、そして暴力のため準備しておられるということがはつきりするならば、もちろん国警としては治安上取締らなければならぬと思ひますが、ただいまのところではそういう何はございせん。

○小林(進)委員 これは長官に率直にお尋ねをしたいのであります。先ほど言われたやうに警察官の思想調査の問題なんでありまして、昭和十八年の十二月二十三日であります。あなたのおそばにおられる緒方初等中等局長でありますか、何かシンガポールで文部大臣と一緒に植民地政策をやつておられた方でありまして、この方のお名前が教育の中立性が保持されていらない事例の調査について、こういう調査を依頼する書類が全国の府県に送られて、それに前後しまして、各県はほとんど全国的にこの警察官の思想調査類似の行為が行われた。それには地方教育委員会が日教組弾圧を企図するところの一つの秘密指令が飛ばされておるのであります。まさに緒方通達を大出発点にいたしまして、十重二十重に教職員の関係を弾圧する形が現われているのであります。あなたは今思想調査を國警長官として何も指令もしなければ聞いていないとおっしゃつたが、何かこの三つの動きの中に関連があるのじやないか、教職員

の思想調査時の内閣があるいは文部大臣から依頼されたことがないかどうか、何かそういう調査をするような示唆を受けたことがないかどうか、これを私は率直にお伺いしたいのであります。

○斎藤(昇)政府委員 はつきり申し上げます。私はさうな依頼あるいは示唆を受けたことは一度もございせん。十二月の二十三日の文部省の教育中立性に関する指令というものは私は全然知りませんでした。これは二月の幾日でしたか、日曜日にある新聞記者が私の家に来られて、そして茨城でこういうことが問題になつておる、これについてどう思うか、警察はこれに協力しておるのじやないかというお尋ねがありました。そのときに初めてそんなものが出ておるのかと知つたわけでありまして、二月の幾日かに初めて新聞記者から聞くまでは、全然そういうことは私は知つておりません。一日でしたか、ある新聞に、この法案をつくるについても、文部大臣と私と、そしてもう一人文部省の局長ですか、次官ですか、三人集まつて方針をきめたというふうなことが出ておりました。これもまたたつた事実無根であります。私はこの法案作成につきましては何の御相談も受けておりませんし、また事前に何らそういう打合せもいたしておりません。はつきり申し上げます。

○小林(進)委員 教員の思想調査の事情と申して、これは私が言うのじやなく、新聞にも出ておる。二十九年の二月二十三日朝日新聞に、教員の友人関係や読書傾向や手紙まで調べた、こういうふうな大きな見出しで、ほとんど全国的に思想調査が行われておるということが新聞に出ておるのであります。この問題はまず別といたしまして、今数百名おる、五、六百名の共産

委員がいるというその数字をお示しになりましたが、それを調査される具体的な方法は一体どういう形でおやりになったか、それをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○斎藤(昇)政府委員 これは秘密機関紙であるとか、あるいは秘密の会合であるとか、いろいろそういう共産党の地下活動を調査することによつて、私どもは知るのであります。教研大会にだれが出たとか、そんなことで調べたものではございません。

○小林(進)委員 私は具体的な例を一つ申し上げたいと思うのであります。共産党の事務所に出入りをする者を、当該の警察官が一々遠距離写真でもつてとつておる。これは具体的な事実であります。この調査の方法は妥当であるか、思想調査でないかどうか、ひとつ御見解を承りたいと思うのであります。

○斎藤(昇)政府委員 共産党の事務所に入出入りする者を、そういうようなことをしておるという事は私は思いません。

○辻委員 小林君、よろしゅうございますか。

○小林(進)委員 私は今こうした問題の具体的な例を幾つも持つておるのであります。持つておるのであります。が、長官は、今ないと思うと言われた。これは実に重大な発言で、これはこの問題がいよいよ本法案を審議する上の重大なるポイントでありますから、私はいま一回長官にこゝへ来ていただいて長官より答弁をいただきたい。同じ具体的な資料を羅列したままにして、いま一度これを徹底的に明らかにするといふ意味において、委員長、

きようは長官に対する質問は留保いたしておきます。あらためて長官をいま一回呼ぶことをお考えいただきたいと思ひます。

○辻委員 前田榮之助君。

○前田(榮)委員 私は時間が相当長くなると思ひますが、今齋藤長官は、写真をとるようなことはないとおつしやいましたが、実は、私は警察官が私の友人の家でやつておつたのをこの目で見ておる。あなたがそんなことを言つても——これはあなたが知らずに、やつておる者が部下にあつたのであろうと思うが、そういうようなことがあるのです。私は共産党にはあらゆることをやつてもいいと実は腹の中ではそう思つておる。だがしかしそれをどういうような重大な法案を審議するとき、あなたが何かこの法案審議に有利なような証言をしようという傾向が見えるのであります。このことはたとえ数百名と言われる点でも、これははつきり発表してもらいたいと思ふ。これは共産党が日教組の中にどの程度食い込んでおるか、私は実際は知らないのです。しかし大体の見当はわれ／＼でもつておりますが、あなたの方の見当とはたいへん違ふのです。私らは職務上そういうことはやらないのであります。いかにも日教組が共産党に非常に感服しているというか、共産党のフラクに乗ぜられておるがごとくに言い触らして、これを有利に国民層をひつぱつて行こうというやうな傾向にも見える点がある。これはあなたの方の保守系の者は逆に言つておるし、それから反対党の方は、それを逆にとつて宣伝しようとしておる。勢いのおもむくところ当然そういう傾向を

持つのは、保守、革新の対立の政治情勢から行きますと必然の結果であらうと思ふのであります。しかしこれが明確にならないと因るのは、日教組の中には共産主義には反対しながらそれと闘つておる、あなたの方の言葉で言うならば純良なというのだからと思ひますが、正論を堅持しておる人もある。それがどうも日教組々々というやうなことではたいへん迷惑をするというこゝと、つまり正直者がばかを見るというこゝとにもなるのであつて、これは明確にする必要があると思ふ。だからそういう意味で一つ齋藤長官にあつたてて私からお願ひしたいのは、二・一・一・一、これはおそろくあなたの方には資料があると思ふのですが、二・一・一・一、これは日本の共産党員全体ではありません。これは学校職員だけに限つてもよろしい、共産党の動きでなしに、教でよろしいのでありますから、それをできれば月別に表わしてもらいたいと思ふ。これは日本のこゝういう労働運動の傾向をわれ／＼が知つたために非常に参考になると思ふ。そういうことができればいいか、そういう数字を出してもらいたい。できればこれをやつてもらいたい。もしできなればこれは最近の二十五年度の月別の共産党員の増減の傾向、これが示されれば示していただきたい。それがわかれないと、日教組ばかりでなしに、日本の労働組合では、比較的あなたの方の目で健康なといわれる民労連においても、今共産党の三人や五人おらない労働組合はほとんどないのじやないかと考へるのであります。ただ問題は多いか少いかの差でありますから、共産党が数百名おる、数百名おるとい

うことだけでは、もちろんわれ／＼は判断できないのであつて、それはどういふ傾向を持つておるかということをおれ／＼は判断しなければならぬ。そのためにそういう資料を出してもらいたいと思ふのであります。それが出せるか出せないか、ひとつお答えを願ひたい。

○斎藤(昇)政府委員 共産党全体の勢力といたしましては、月別というわけには参りませんけれども、大体年別ぐらゐのものはお目にかけることができると考へます。

○前田(榮)委員 それでは齋藤長官にお願ひ申し上げますが、共産党全体では、この法案審議の資料としてはちよつと十分ではないのです。日教組関係の共産党、それから日教組と教職員との関係、これらも別だとすれば教職員関係、それから日教組の組織、ことごとくはあなたの方でよく言われるのだらうと思ひますが、そういう組織の関係を教職員組合との関係、それもできれば年別を半年別ぐらゐにしてもらえばいいのであります。さういふことができればできる範囲でよろしゅうございいますから、それをお願い申し上げます。

○斎藤(昇)政府委員 各労働組合別の共産党の勢力というものは、以前にはそこまで手が伸びませんでした。従つて、日教組内のものでつきましては、これは消長であるとか、数字的な資料については、今のところ見ていただくためのものは、私どもの方としてはすぐ資料はできないと思ひます。ですから、御了承をお願いしたいと思います。

○前田(榮)委員 日教組に共産党が数百名おるとかなんとかいつて、いかにも幽霊がおるやうなかつこに見せつけられるのは、非常にわれ／＼の審議に支障があるわけなんです。が、全国五十数万人の教職員の中で五、六百ださうでありまして、そういう数字は日教組ばかりでなしに、日本の労働組合では似たり寄つたりじやないかと思ふのです。だから日教組関係を中心とした弾圧法とも言うべき今回の法律をわれわれが審議するのには、思想的な行動についてはよりどころがないと言わなければならぬのであります。が、ないとおつしやれば……。『しかたがない』と呼ぶ者あり。まあできるだけ資料を出していただくことを希望しておきます。

○高津委員 私は今晩帰つて全部この国警提供の資料を読むのであります。今原田委員の読まれた部分は共産党の文書を読まれた。もちろん共産党は非常に誇張の癖があるのであります。(よく知つてゐるな)と呼ぶ者あり。三十年前の経験だ。警察の共産党に対する報告が、また非常に誇張に陥る傾向を持つてゐるのであります。誇張の傾向が二つ集まつてきたものが、『日教組内のグループ活動について』であると私は思ふのです。私見をこの際さしはさむことは悪いかもしれませんが、特高があらゆる部面に勢力を張ろうとして力を尽しているのであつて、今は警察の世界にもそういうやうに手を伸ばしてありますが、その特高グループから見ると、齋藤長官はそのグループに属してゐないので、多少抵抗したい心理状態にあるかもしれぬと思ふくらいであつて、私は個人的

にはミスター斎藤に対しては好意的なものである。しかしおよそ警察は二、三月は予算の編成期であるから、昔でも今でも警視庁は犯罪の捜査をはでこのときにやつて、予算があるのだという宣伝をやつたりする。そのような誇張もある。共産党に対する誇張は言うまでもありません。共産党にどのような誇張があるかといへば、三十年前に日本の共産党はソ連に対して党員が三万人あるという報告を書いていたのであります。するとソ連は、三万人の党員があるならばこれだけの使命を果すわけという指令を日本の共産党に対して持つて来ますが、それだけの使命を果すわけに行かない。しかしこういふようにたくさんの党員がいるのではないかと、つて、強い大きな任務を持たせるのであります。それでしまいはだん／＼その数字が真実に近寄つて来て、三万を三千にし、三百にし、もつと実数に近寄らねばならないようになった事情があるのです。歴史的な話は抜きにして、現在の共産党の文獻を見る場合も、非常にその誇張があるものであつて……（よく知つてゐるな）と呼び、その他発言する者あり）それならば、つきりした材料を提供すれば、國民投票に訴えてみて、三十五名を得て、共産党が現在一人に減つてゐる。こういう事実があるが、大いなる流れに対しては、この報告書は反対のことを言つてゐる。そうして私のいくらか好意を持つてゐる齋藤國警長官は、共産党と日教組とは次第に近接しつつある。この資料をごらんくださればわかると言つてゐる。ところで人間には二つのタイプがありまして、第一のタイプは感情の非常に発達した人である。第二

は理性的な傾向の人である。感情的な人は当面現われた現象を非常に大きく見る。われ／＼はその傾向がどういふ状態にあるか、ずつとへだたつてゐるから、急にカーブを描いていけば、感情的な人はこれに対して非常にとらわれてしまふけれども、理性的な人間はその山がどうなるかという見通しを持つてながめるのである。このような資料を提供して、吉田さんの教育のブレインだとか、好みによつて選んだ中教審のああいふ顔触れの者にこれを見せるならば、驚いてしまふ。彼らは感情的であるよりも、非常に保守的な傾向の強い人であるから、（恐怖症）と呼ぶ者あり）恐怖症を持つてゐるから、いろいろな答申書を出さうと思ふ。われ／＼はこういう全国五十万、六十万人の人々の政治的活動の自由を奪ひ、選挙権まで（選挙権は奪われぬぞ）と呼ぶ者あり）選挙は違ふな。（理性的じゃないぞ）と呼ぶ者あり）そこだけは感情でちよつと……。〔笑声〕警視庁がそういう癖を持つており、共産党の文書がずいぶん載つてゐるが、それにさういう癖があるということを心得た上、委員各位が今晚これをさらに調査されることを望んで――まだ言いたいことは一ぱいあります。委員長を通じてあなたに何回も／＼この席に出てもらわねばならぬと思ひます。

○辻委員長 御質問はありませんか。○高津委員 御質問は……〔笑声〕それでは私も今言つたようなあなたの考え方がなつてゐると思う。後に共産党に入党して参議院議員になつた岩間正男君が、非常に尊敬されて指導的な地位にあつたことも、日教組の前の段階などにあつたのでありますが、二代の荒木正三郎氏が日教組の委員長となつてから三代も五代もやつたのであります。ところがその前に岩間正男などという人に勢力があつたが、今は岩間正男君は落選をしております。われ／＼はそういうふうに共産党が次々々に伸びてゐるなどと宣伝する必要を感じないのではありません。われ／＼は自信を持つてゐる。それであなたの考え方は、大いなる流れの、急な坂ができて最後のちよつと上つたところを大さわざをしめるのじやないかどうか。ちやんと質問ですよ。〔笑声〕

○斎藤（昇）政府委員 ただいま高津委員のおつしやいましたような事柄を十分考慮に入れました、私の方は情勢判断をいたしてゐるのであります。それでこの資料も、私たちの判断においてこういう法案を出されるのがよろしうございませうということを出してゐるのじやございせん。先ほども申します通り、全然これは無関係で、この資料もたび／＼申しておりますように、参議院の文部委員の社会党の方から御要求がありまして、私の方であまり出した資料じやございせんのでしたから、まとまつてゐる資料をそのまま出したしたのでございませう。資料をつくるにつぎまして、われわれの調査に基づく情勢判断にいたしました、ただいまのおつしやいますようなことは十分考慮して出しているつもりでございます。

共産党の表面勢力は、おつしやるようにたゞいま落ちております。しかし潜在勢力は決して減退してゐない。だんだん共産党の潜在勢力が減退して、このままであれば日本は将来心配がな

いだらう、そういうふうには考へておりません。むしろ潜在勢力としては上昇しつつある、かように思つております。

○坂田（道）委員 この前の委員会のときに、日教組の昭和二十七年、二十八年の予算並びに第十回の闘争方針書等の資料要求をしておりました、が、いかがになりましたか。

○辻委員長 文書をもつて提出方を求めましたが、まだ回答に接していません。

○坂田（道）委員 早くお願いいたします。

○辻委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後六時十分散会

昭和二十九年三月八日印刷

昭和二十九年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局